

相良村第 7 期障がい福祉計画・

第 3 期障がい児福祉計画

【素案】

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 障がい福祉計画・障がい者福祉計画とは	2
4 計画の位置づけ	2
5 計画の対象者	3
6 計画の期間	3
7 計画の策定体制	4
8 策定スケジュール	5
第2章 障がい者を取り巻く村の現状と課題	6
1 人口の様子	6
2 障がい者手帳所持者等の状況	6
3 各種手当の状況	12
4 障がい者の就学等の状況	12
5 アンケート調査等からの課題	13
第3章 計画の基本理念等についての考え方	29
1 基本理念	29
2 計画の基本的な視点	30
3 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	32
4 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	33
5 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	33
第4章 第6期目標の評価	34
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	34
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	35
3 地域生活支援拠点等有する機能の充実	35
4 福祉施設から一般就労への移行等	36
5 障がい児支援の提供体制の整備等	37
6 相談支援体制の充実・強化等	38
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	39
第5章 第7期計画の成果目標の設定	40
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	40

2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	41
3	地域生活支援拠点等有する機能の充実.....	41
4	福祉施設から一般就労への移行等.....	42
5	障がい児支援の提供体制の整備等.....	43
6	相談支援体制の充実・強化等.....	44
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	45
第6章 障がい福祉サービス等の見込み量と確保方法.....		46
1	サービスの体系.....	46
2	指定障がい福祉サービスの見込み量と確保方法.....	46
3	相談支援事業の見込み量と確保方法.....	54
4	障がい児支援に関するサービスの見込み量と確保方法.....	56
第7章 地域生活支援事業の見込み量と確保方法.....		59
1	地域生活支援事業とは.....	59
2	必須事業の見込み量と確保方法.....	60
3	任意事業の見込み量と確保方法.....	69
第8章 計画推進に向けて.....		70
1	サービス利用支援体制の整備.....	70
2	計画の評価と見直し.....	70
第9章 資料編.....		71
1	相良村障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会設置要綱.....	71
2	相良村障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会 委員名簿.....	72
3	用語集.....	73

※印のある用語は、P73～75 の用語集に掲載しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

平成 30 年 3 月に「第 4 次障害者基本計画」が閣議決定され、アクセシビリティ向上の視点を踏まえた社会のバリア除去、ハード・ソフトの両面から差別解消に向けた環境整備の推進等を基本的方向として、様々な施策が展開されています。

平成 30 年 4 月には、改正「社会福祉法」が施行され、障がい者、高齢者、児童といった制度や分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超え、住民一人ひとりの暮らし、生きがいを、住民や様々な主体がともに支え合いながら地域を創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。さらに、令和 3 年 4 月に施行予定の改正「社会福祉法」には、地域共生社会の実現に向けた具体的な取組として、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築すること等が盛り込まれています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）※」をみると、平成 28 年の改正では、法定雇用率※が引き上げられ、障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加され、平成 30 年の改正においては、事業主への給付制度、及び優良事業主の認定制度が制定され、障がい者雇用に関する施策の拡充が進められました。

2 計画策定の趣旨

本村においては、平成 19 年 3 月に「相良村障がい者計画及び障がい福祉計画」を策定し、すべての障がいのある人の自立と社会参加の実現をめざして、障がいのある人の施策の推進に取り組む、一定の進歩が図られてきています。

また、平成 29 年 3 月に「相良村障がい者計画」を策定し、令和 3 年 3 月には「障害者基本法※」に基づく「相良村第 6 期障がい福祉計画」、「児童福祉法」に基づく「相良村第 2 期障がい児福祉計画」を一体のものとして策定し、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

しかし近年、障がい児の増加及び障がい者の高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴い障がい福祉ニーズも多様化していく傾向にあります。

障がい者を取り巻く環境が大きく変化するなか、障がい者が自らの意思により地域で自立した生活を送ることができる社会を創るために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

そこで今回、「第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」の計画期間の終了に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間を計画期間とする「第 7 期障がい福祉計画」及び「第 3 期障がい児福祉計画」を策定することにいたしました。

3 障がい福祉計画・障がい者福祉計画とは

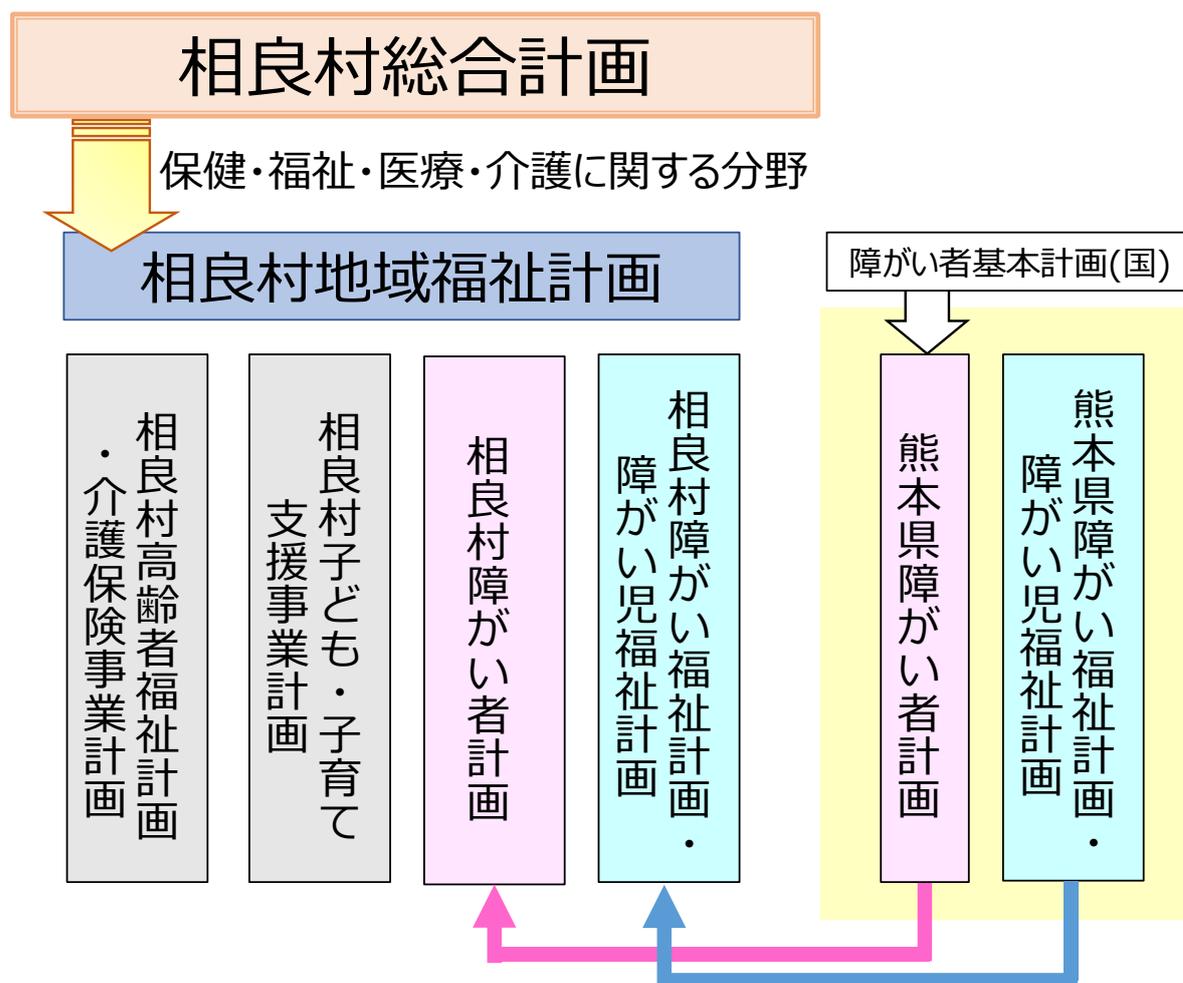
本計画は、障害者総合支援法※第 88 条第 1 項に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、令和 3 年 3 月に策定した「第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」の見直しを行ったものとなります。

4 計画の位置づけ

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「障がい者計画」は、障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

さらに、国の「障害者基本計画」、熊本県の「第 6 期熊本県障がい者計画（熊本県障がい者プラン）」、「第 6 期熊本県障がい者福祉計画」及び「第 2 期熊本県障がい児福祉計画」を踏まえるとともに、「第 6 次相良村総合計画」及び関連分野の各計画との連携・調整を図っていきます。



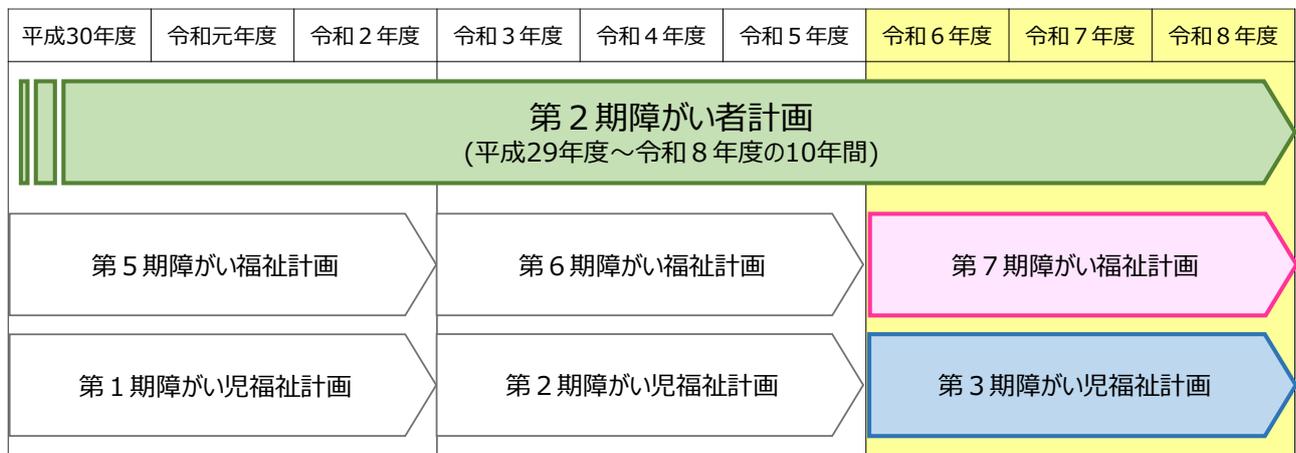
5 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」は、障害者総合支援法に定められた以下の対象者です。また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する18歳以下の障がい児をいいます。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- (2) 知的障害者福祉法に規定する知的障がい者のうち18歳以上である者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者のうち18歳以上である者（発達障害者支援法*第2条第2項に規定する発達障がい者を含む）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者

6 計画の期間

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の各種サービスについて、短期・中期的サービスの見込み量を算出する必要があります。「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」が、国の定める基本指針により計画期間が3年間と定められていることから、令和6年度から令和8年度までの3か年計画として策定します。



7 計画の策定体制

計画策定にあたっては、実施調査等を行い、当事者や支援者の方の意見等を基礎資料として活用しながら、人吉球磨圏域との連絡・調整を図り策定しました。

また、実施調査結果や村の施策の実施状況などを基に、地域の代表者で構成された相良村障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会において、本計画素案等の検討、審議を行いました。

(1) 相良村障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会における審議

保健医療・社会福祉関係・関係機関・住民の代表者等から構成する策定委員会を3回開催し、本計画について議論しました。なお、委員の名簿は、巻末資料に掲載しています。

(2) アンケート調査の実施

令和6年度を初年度とする「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、現在の生活の状況や今後の生活についての意見や潜在的なニーズ（サービスの利用意向・福祉に関する意識等）、障がい者（児）のおかれた環境やその他の事情等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(3) パブリックコメント

本計画を策定するにあたって、令和6年1月●日から令和6年●月●日までの期間、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

(4) 人吉球磨障がい者総合支援協議会による連絡・調整

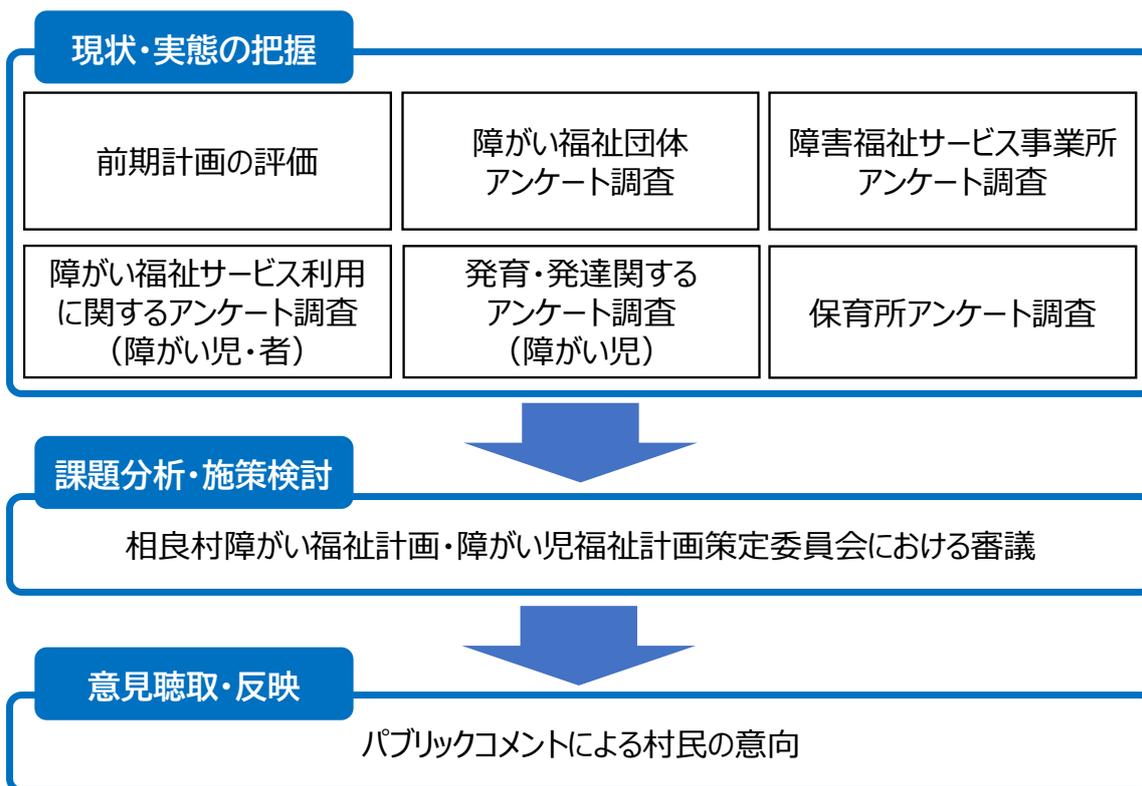
人吉球磨障がい者総合支援協議会の運営会議の場で、計画策定の進捗や、圏域での取り組みが必要な項目について、連絡・調整を行いながら本計画を策定しました。

8 策定スケジュール

本計画の策定スケジュールは以下のとおりです。

日程	内容
令和5年8月29日～10月25日	アンケート調査の実施
令和5年9月22日	相良村障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会 (第1回策定委員会)
令和5年12月15日	相良村障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会 (第2回策定委員会)
令和6年1月●日～●月●日	パブリックコメントの実施
令和6年●月●日	相良村障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会 (第3回策定委員会)

<本計画の策定経過>



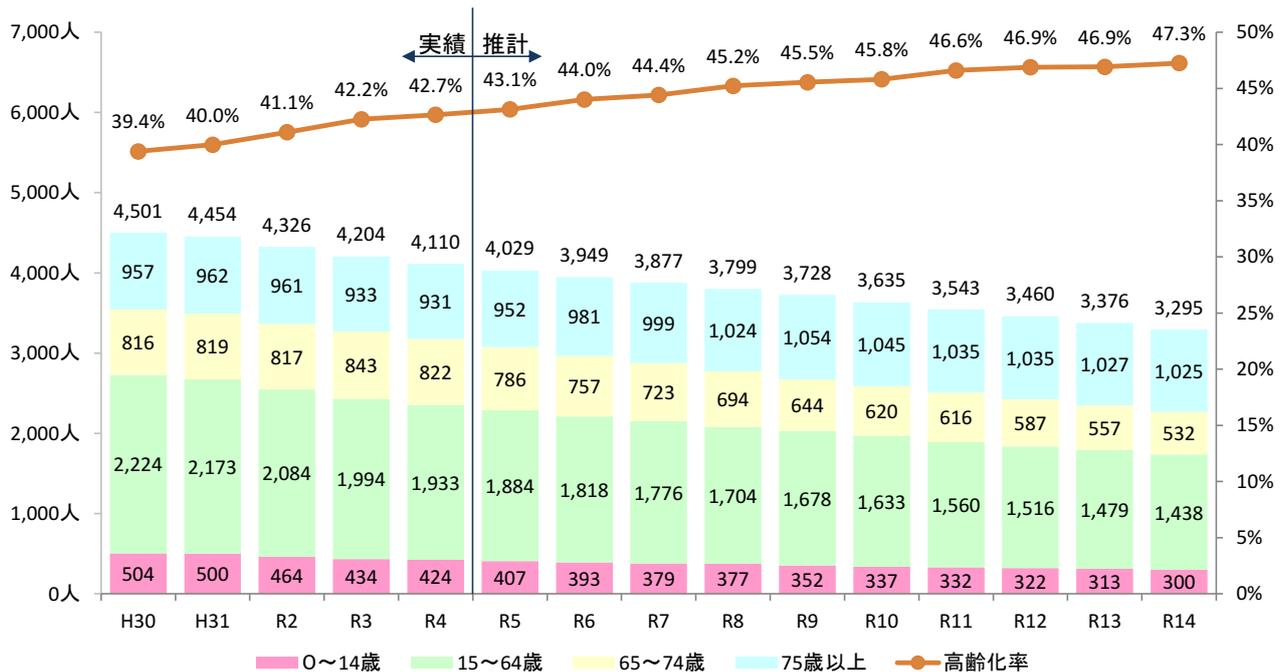
第2章 障がい者を取り巻く村の現状と課題

1 人口の様子

総人口をみると、平成 30 年から令和 4 年まで減少しており、今後も減少が続く予測となっています。

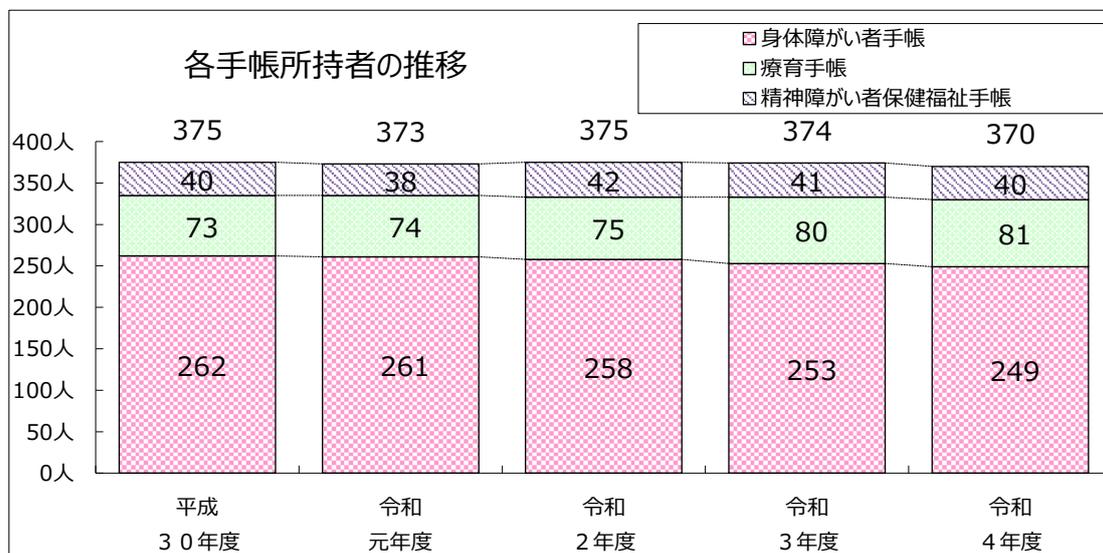
年齢群別にみると、増加、横ばいの状態が続いていた 65～74 歳の人口は、今後減少に転じ、令和 3 年以降、団塊の世代が 65～74 歳のグループから 75 歳以上のグループへ移行していきます。

75 歳以上人口は令和 9 年まで増加し、その後減少に転じる予測となっています。



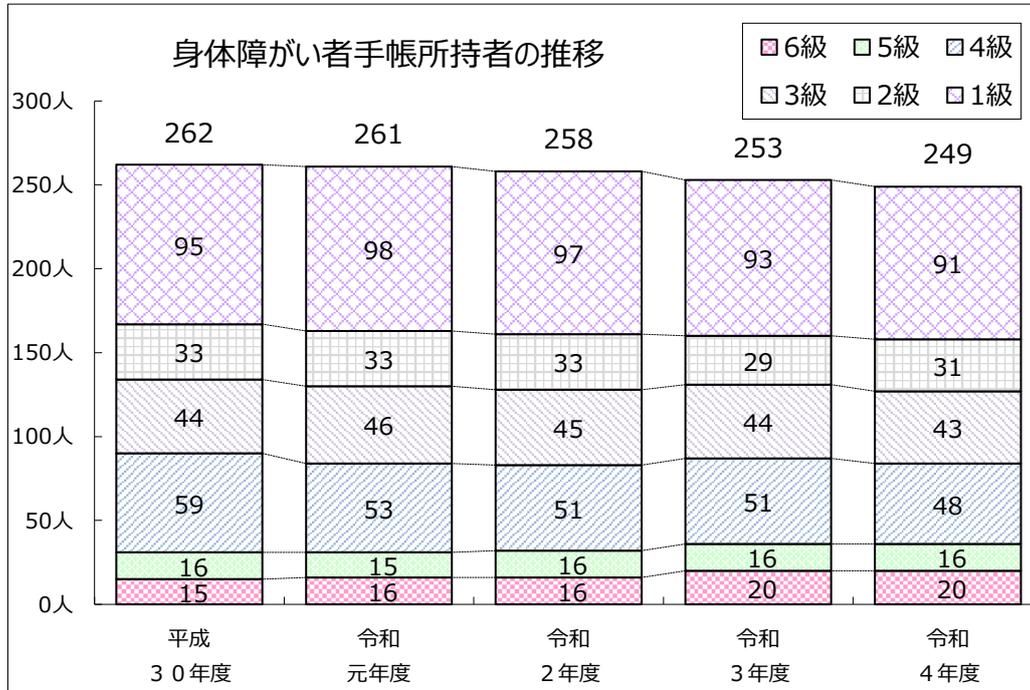
2 障がい者手帳所持者等の状況

本村の手帳所持者数の状況を見ると、平成 30 年度より令和 4 年にかけて横ばいに推移しており、令和 4 年度は 370 人となっています。



(1)身体障がい者手帳所持者数の状況

身体障がい者手帳所持者数の推移を見ると、平成 30 年度の 262 人から令和 4 年度には 249 人と 13 人減少しています。年代別では、65 歳以上が最も多く、令和 4 年度では 200 人となっています。また、障がい程度別にみると、1 級が最も多く、令和 4 年で 91 人となっています。



■身体障がい者手帳所持者の推移 単位：人

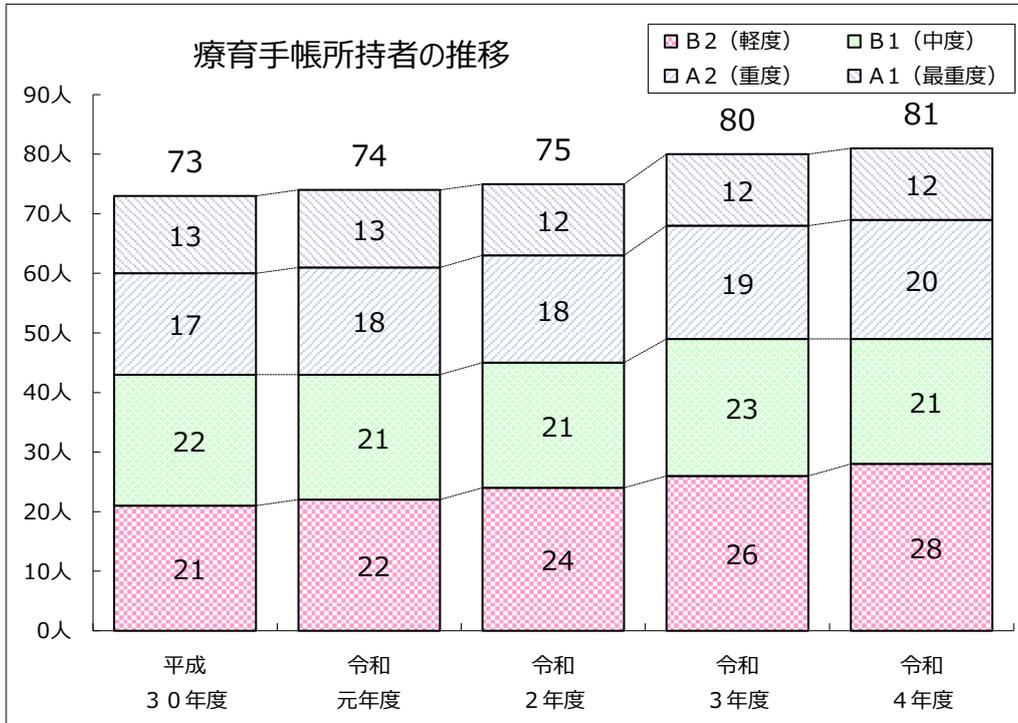
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計		262	261	258	253	249
年代別	18歳未満	2	2	2	3	4
	18～64歳	54	52	48	47	45
	65歳以上	206	207	208	203	200
障がい程度別	1級	95	98	97	93	91
	2級	33	33	33	29	31
	3級	44	46	45	44	43
	4級	59	53	51	51	48
	5級	16	15	16	16	16
	6級	15	16	16	20	20
障がい種別	視覚障がい	15	13	10	10	10
	聴覚平衡障がい	23	22	23	25	24
	音声言語障がい	6	6	6	6	6
	肢体不自由	138	137	129	120	122
	内部障がい	80	83	90	92	87

(各年度末)

(2)療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者数の推移を見ると、平成 30 年度の 73 人から令和 4 年度には 81 人と 8 人増加しています。

さらに、障がい程度別にみると、B2(軽度)人数の変化が最も大きく、平成 30 年度から令和 4 年度に 7 人増加しています。



■療育手帳所持者の推移

単位：人

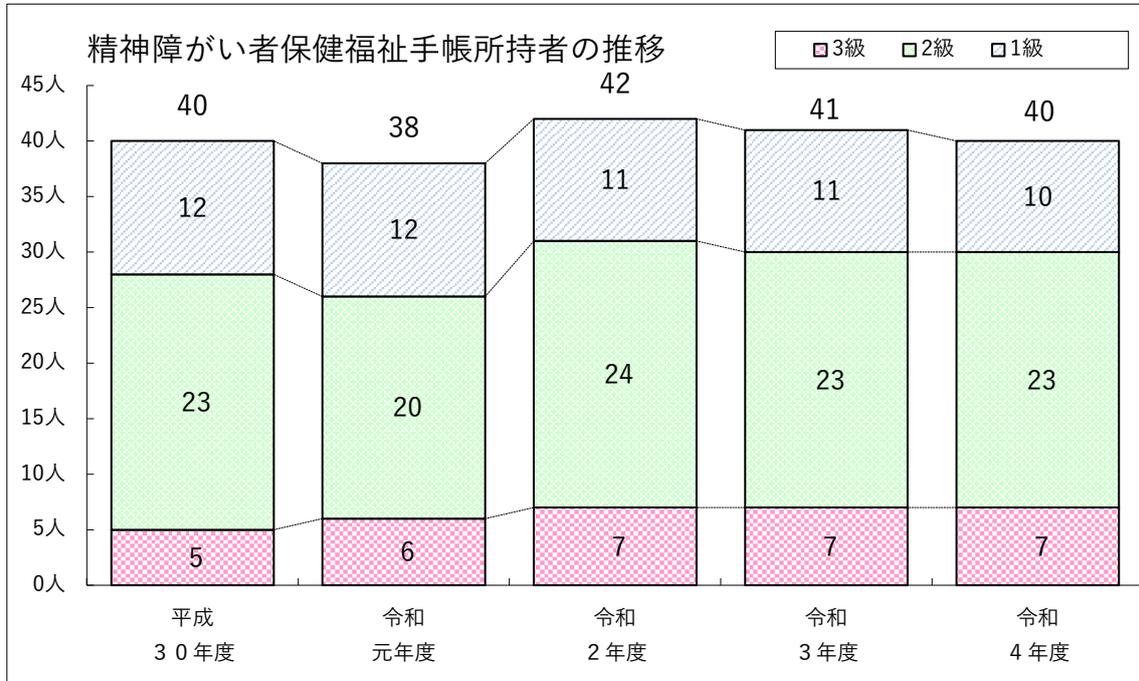
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計		73	74	75	80	81
年代別	18歳未満	16	17	18	20	21
	18～64歳	44	43	40	43	44
	65歳以上	13	14	17	17	16
障がい 程度別	A1 (最重度)	13	13	12	12	12
	A2 (重度)	17	18	18	19	20
	B1 (中度)	22	21	21	23	21
	B2 (軽度)	21	22	24	26	28

(各年度末)

(3)精神障がい者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、平成 30 年度から令和 4 年度にかけて横ばいに推移しています。

障がい程度別にみると、2 級が最も多く、令和 4 年で 23 人となっています。



■精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移

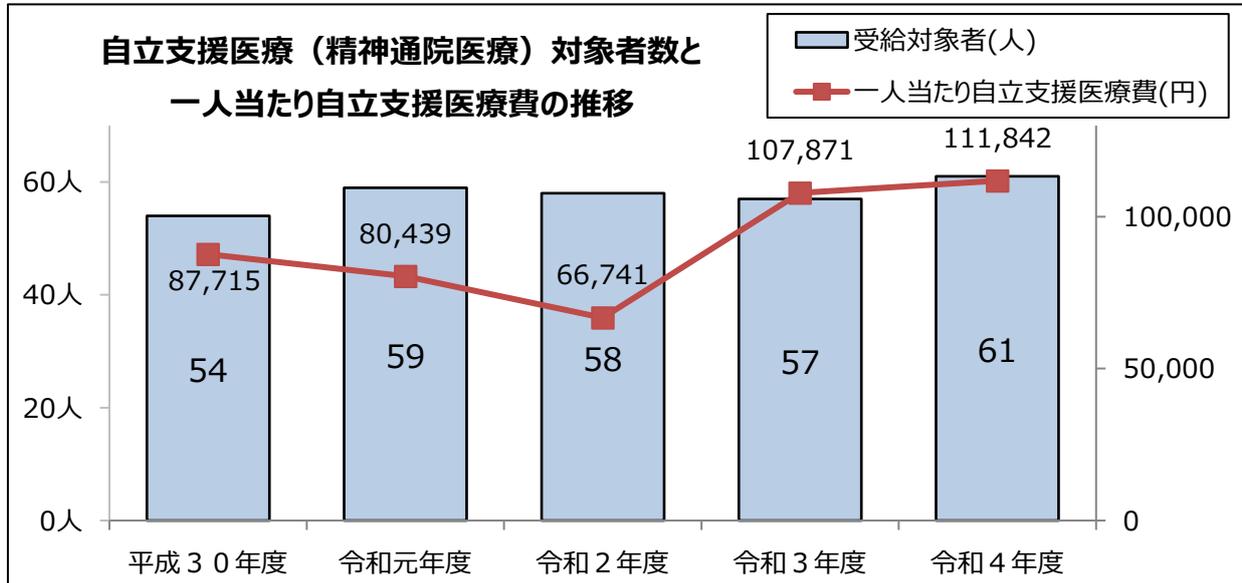
単位：人

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計		40	38	42	41	40
年代別	18歳未満	2	2	2	2	2
	18～64歳	25	25	28	26	26
	65歳以上	13	11	12	13	12
障がい 程度別	1級	12	12	11	11	10
	2級	23	20	24	23	23
	3級	5	6	7	7	7

(各年度末)

(4) 自立支援医療費(精神通院医療)の状況

平成 30 年度から令和 4 年度の各事業年度末時点の自立支援医療費（精神通院医療）対象者数の推移をみると、平成 30 年度の 54 人から令和 4 年度には 61 人となっており、7 人増加しています。



■ 自立支援医療（精神通院医療）対象者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給対象者(人)	54	59	58	57	61
自立支援医療費総額(円)	4,736,604	4,745,905	3,870,969	6,148,664	6,822,388
一人当たり自立支援医療費(円)	87,715	80,439	66,741	107,871	111,842

(各年度末)

(5) 障がい者区分認定者数の状況

障がい者総合支援法の障がい支援区分は、区分1～6となっています。令和5年3月末現在の認定者数は37人です。

■ 障がい支援区分認定の状況

単位：人

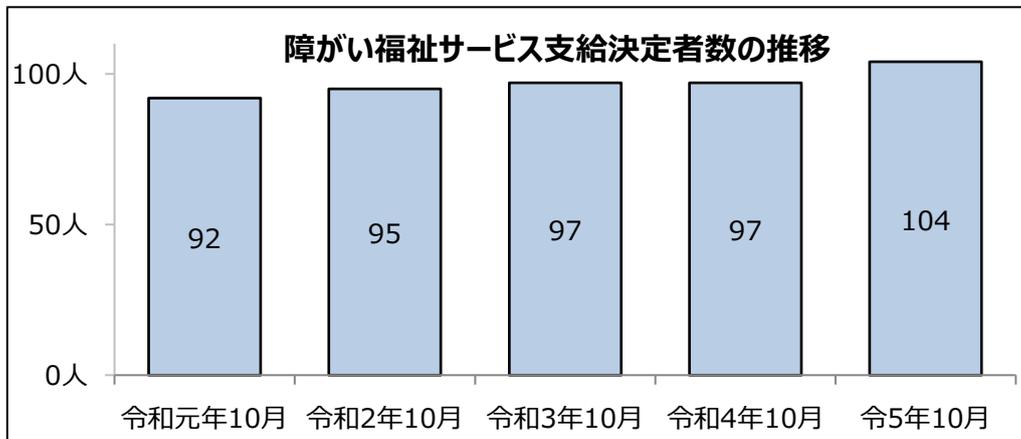
	低い						高い	合計	手帳所持者数
	区別1	区別2	区別3	区別4	区別5	区別6			
身体	0	0	3	1	1	2	7	7	
知的	0	3	4	6	5	8	26	26	
精神	0	1	2	0	0	0	3	1	
難病	0	0	0	0	1	0	1	1	
合計	0	4	9	7	7	10	37	35	

(令和5年3月末現在)

(6)障がい福祉サービス支給決定者の状況

障がい福祉サービスを受けるためには、サービス受給決定と障がい福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。

障がい福祉サービス受給決定者は、令和5年10月現在では104人となっています。



■障がい福祉サービス支給決定者数の推移

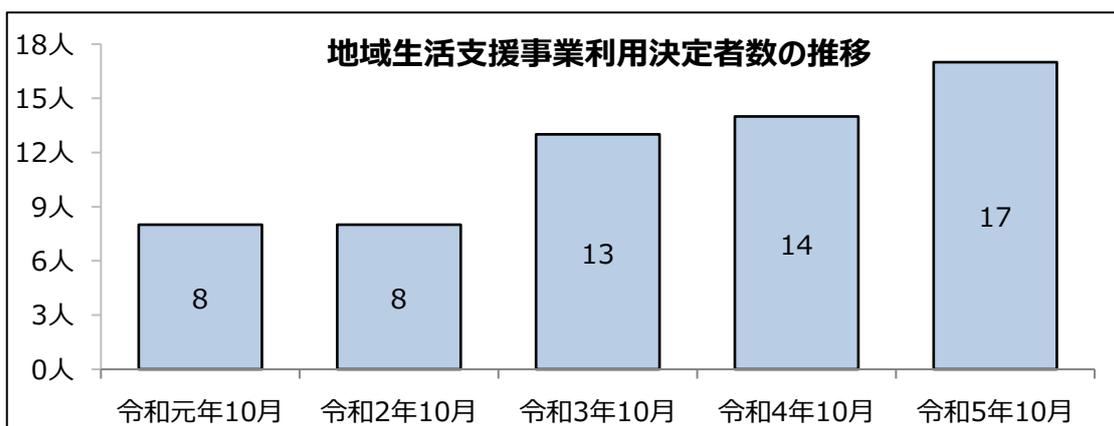
単位：人

	令和元年10月	令和2年10月	令和3年10月	令和4年10月	令和5年10月
人数	92	95	97	97	104

(7)地域生活支援事業利用決定者の状況

移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅱ型）事業及び訪問入浴サービス事業等を利用するためには、サービスの利用決定を受けなければなりません。

地域生活支援事業利用決定者は障がい福祉サービス支給決定者の50人に3人程度となっています。



■地域生活支援事業利用決定者数の推移

単位：人

	令和元年10月	令和2年10月	令和3年10月	令和4年10月	令和5年10月
人数	8	8	13	14	17

3 各種手当の状況

経済的な支援としての、障がい基礎年金、特別障がい者手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当の支給状況は以下のとおりです。

単位：人

	障がい 基礎年金	特別障がい者 手当	経過的 福祉手当	特別児童 扶養手当
身体障がい者手帳所持者		4	0	3
療育手帳所持者		1	0	12
精神障がい者手帳所持者		0	0	1
合計	123	5	0	16

(令和5年3月末現在)

4 障がい者の就学等の状況

(1)特別支援学級※の学級数・児童数の状況

本村の小中学校における特別支援学級の状況については、以下のとおりです。

■特別支援学級の状況

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	学級数(学級)	3	4	5	5	5
	人数(人)	15	17	19	20	19
中学生	学級数(学級)	2	3	3	3	3
	人数(人)	4	4	8	7	8

(各年度4月1日現在)

(2)球磨支援学校に通学する本村児童の状況

支援学校に通学する本村児童生徒の状況については、以下のとおりです。

■球磨支援学校に通学する本村児童生徒の状況

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	2	2	2	1	1
中学生	0	0	0	1	1
高校生	2	2	2	2	2

(各年度4月1日現在)

(参考) 球磨支援学校の通学者数全数

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	27	26	28	28	27
中学生	15	18	22	17	14
高校生	44	41	41	38	36

(各年度4月1日現在)

5 アンケート調査等からの課題

(1)障がい福祉サービス利用に関するアンケート調査

①調査の概要

障がい福祉サービス利用に関するアンケート調査					
配布・回収方法		郵送による配布回収			
調査期間		令和5年10月11日～10月25日			
抽出方法		悉皆調査			
調査対象		令和5年7月末時点で障害者手帳を所持している村民			
配布数	324件	有効回答数	190件	有効回答率	58.6%

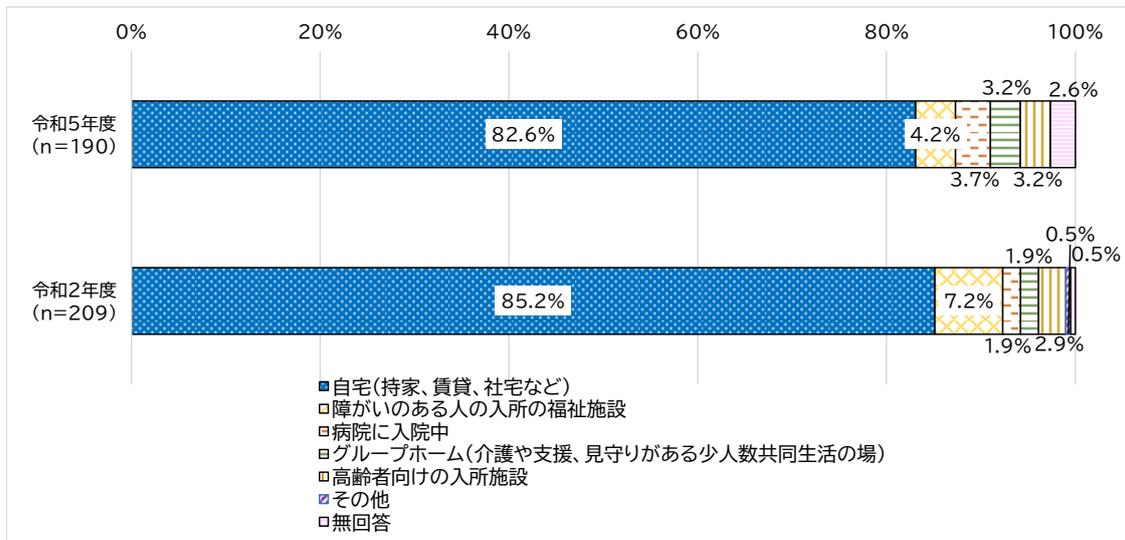
②ご家族や生活状況について

- ・現在の居住場所は、「自宅」が82.6%と最も多く、前回調査と比較しても、大きな変化は見られていない。
- ・将来生活したい場所についても、「今のままで生活したい」、「家族と一緒に生活したい」と回答した方が7割を超えており、また、「グループホーム[※]などを利用したい」方が20.0%と前回調査と比較して増加している。
- ・地域で生活するためには、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「障がい者に適した居住の確保」が60.0%と最も多くなっている。

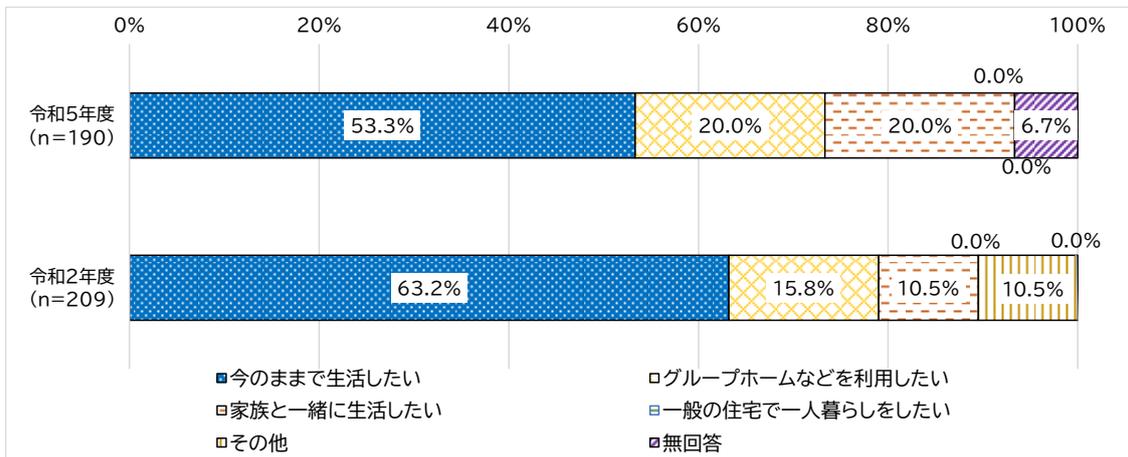
【考察】

自宅で生活している方の割合が高いことから、在宅福祉サービスの充実が求められていると考えられます。また、親なき後や介助者の高齢化への対応として、グループホームなど住まいの充実を図ります。

●現在の居住場所

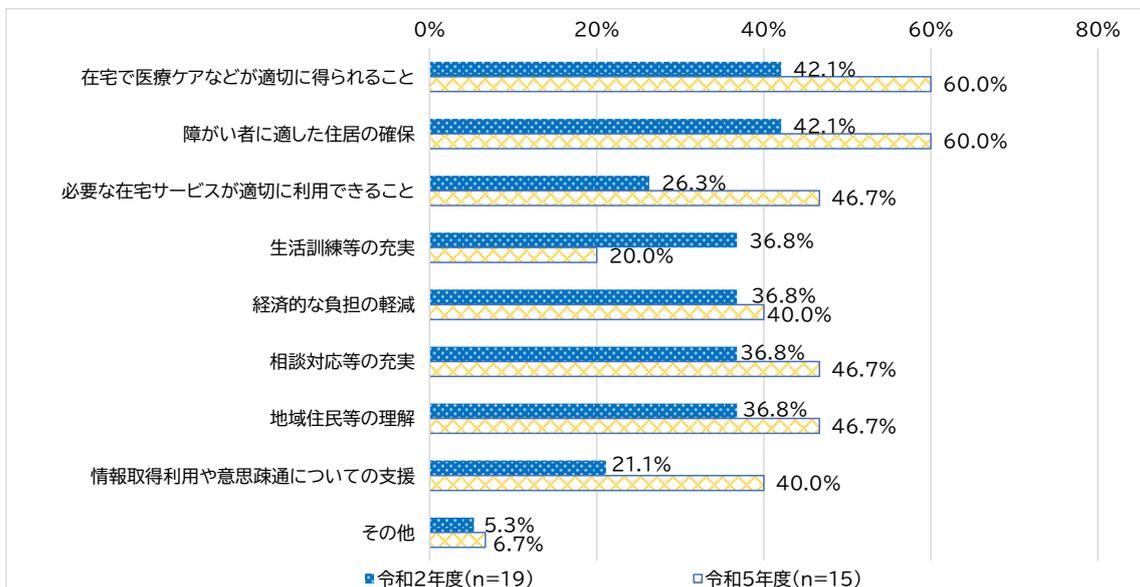


●将来生活したい場所（障がいのある人の入所の福祉施設、病院に入院中の方のみ）



●地域で生活するために必要な支援【複数選択】

(障がいのある人の入所の福祉施設、病院に入院中の方のみ)



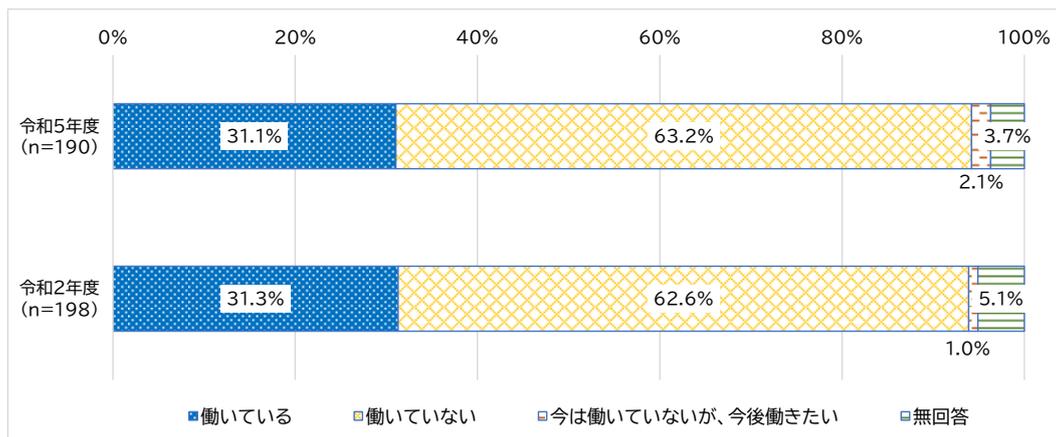
③就労について

- ・現在の就労状況は「働いている」方が 31.1%となっており、前回調査から大きな変化は無かった。
- ・就労場所は、「障がい者就労支援事業所（生活介護，就労移行支援，就労継続支援 A 型・B 型）に通所している」が 30.5%と最も多くなっている。
- ・「企業などで正社員・正職員として働いている」、「契約社員・派遣社員として働いている」、「企業などで臨時・アルバイト・パートとして働いている」方が 39.0%となっており、前回調査と比較して約 5.2%増加している。
- ・就労年数については、同じ職場で 1 年以上就労している方が約 9 割となっており、前回調査と比較しても、大きな変化は見られなかった。

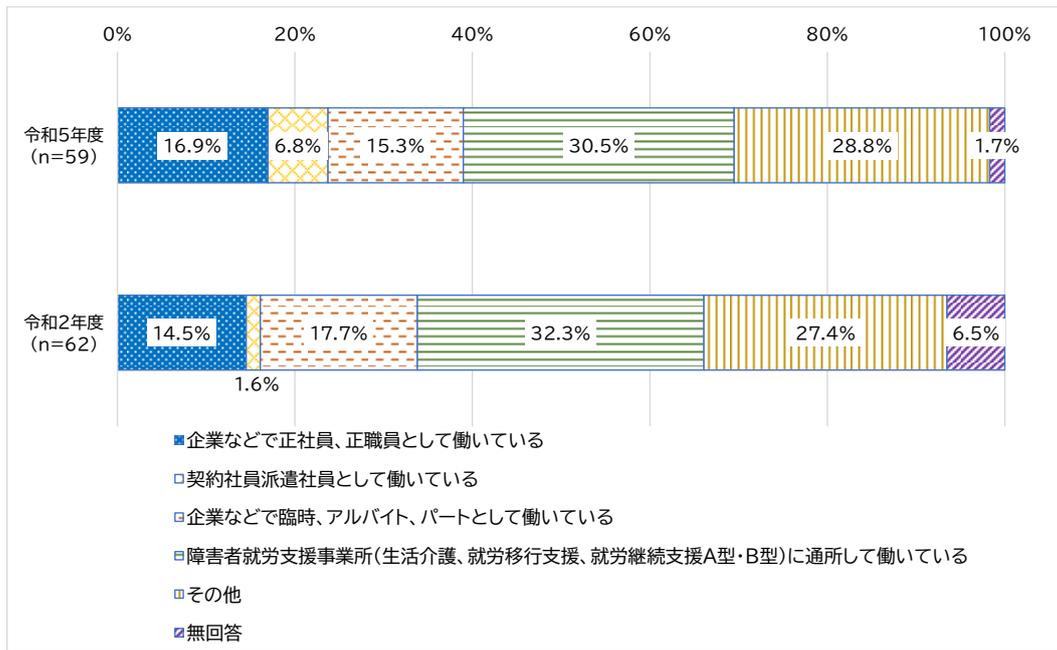
【考察】

就労している方は 3 割程度であり、経済的に自立している方は少ないと推測されます。しかし、就労している方の同じ職場での就労年数は長い方が多くなっており、今後も引き続き障がい者が安心して働くことができる場の確保に努めます。

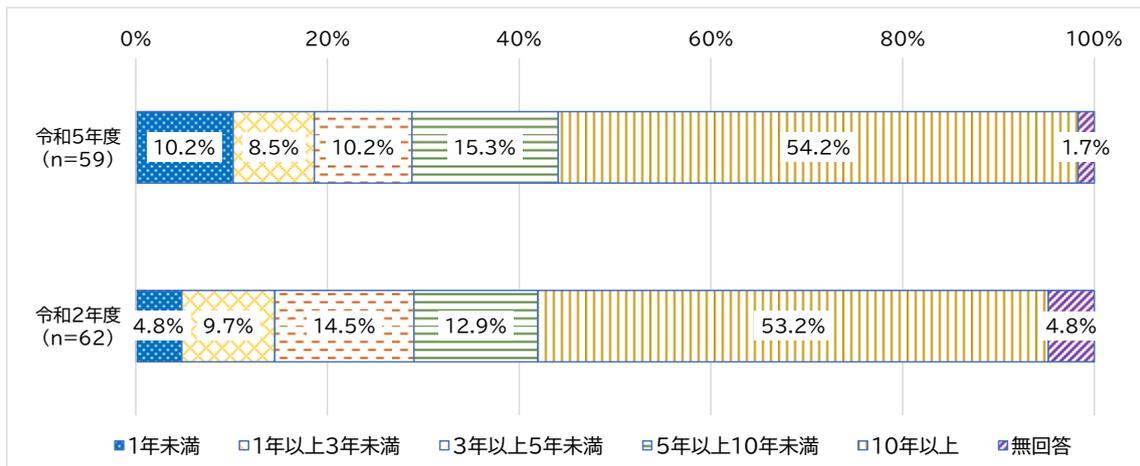
●現在の就労状況



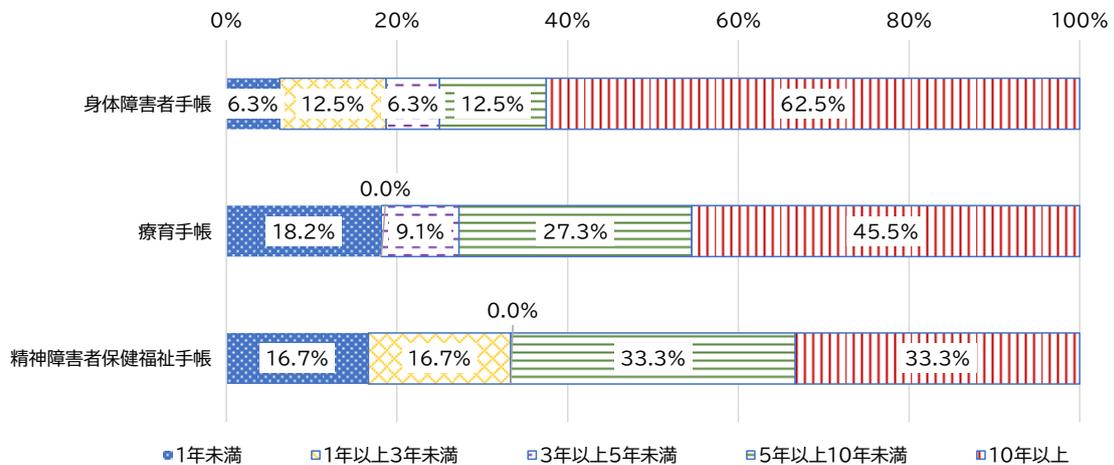
●就労場所（働いている方のみ）



●現在の職場の就労年数（働いている方のみ）



●各手帳種別 現在の職場の就労年数（働いている方のみ）



④障がい福祉サービスの利用について

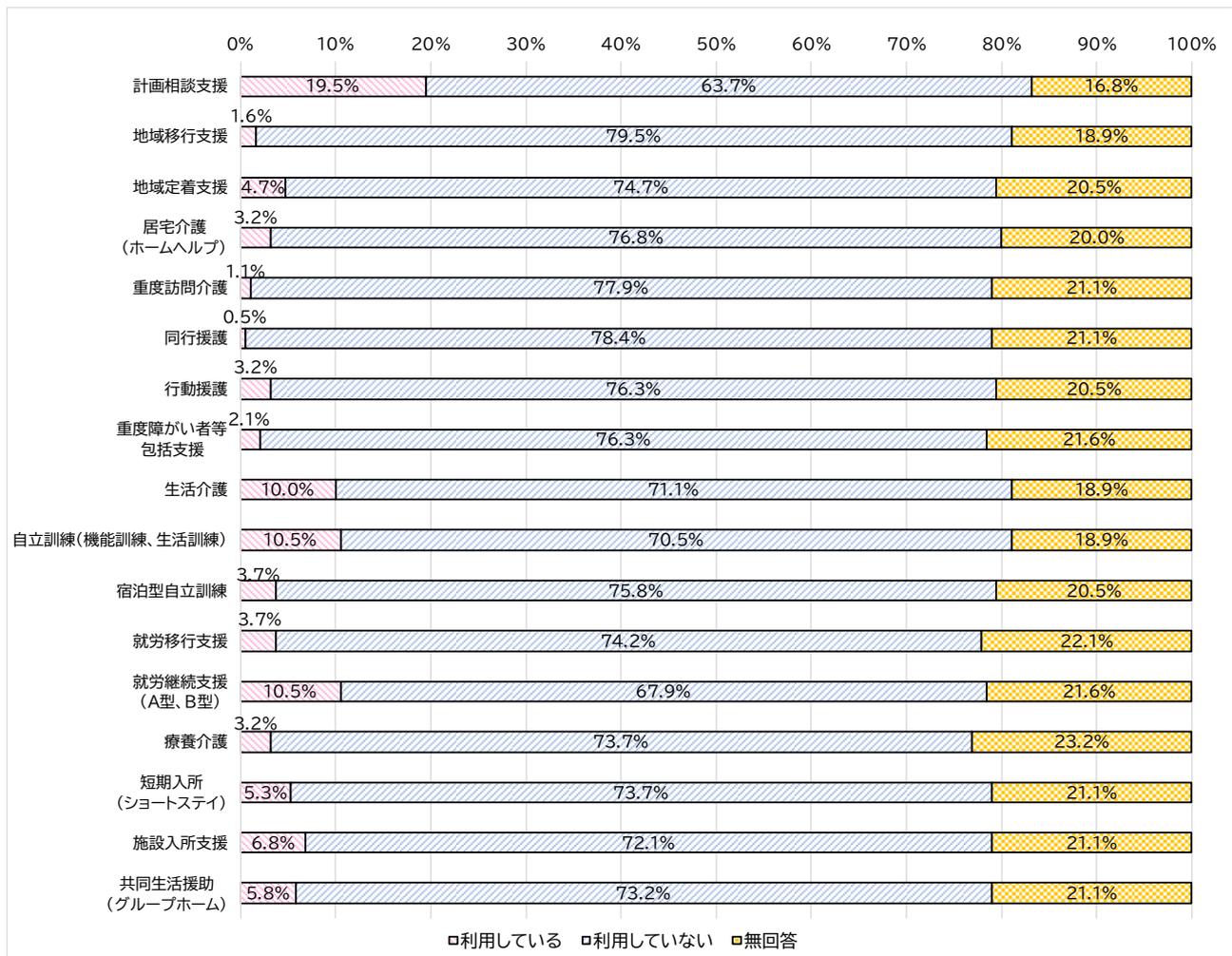
- ・現在利用している方が多いサービスは、「計画相談支援」をはじめ「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」「就労継続支援(A型・B型)」となっている。
- ・今後、利用意向のある方が多かったサービスは、「計画相談支援」のほか、「居宅介護（ホームヘルプ）」「地域定着支援」「短期入所（ショートステイ）」となっている。
- ・サービスの利用について困っていることは、「特に困っていることはない」が5割を超えており、次いで「サービスに関する情報が少ない・入手しにくい」、「送迎などで家族の負担が大きい」が多くなっている。

【考察】

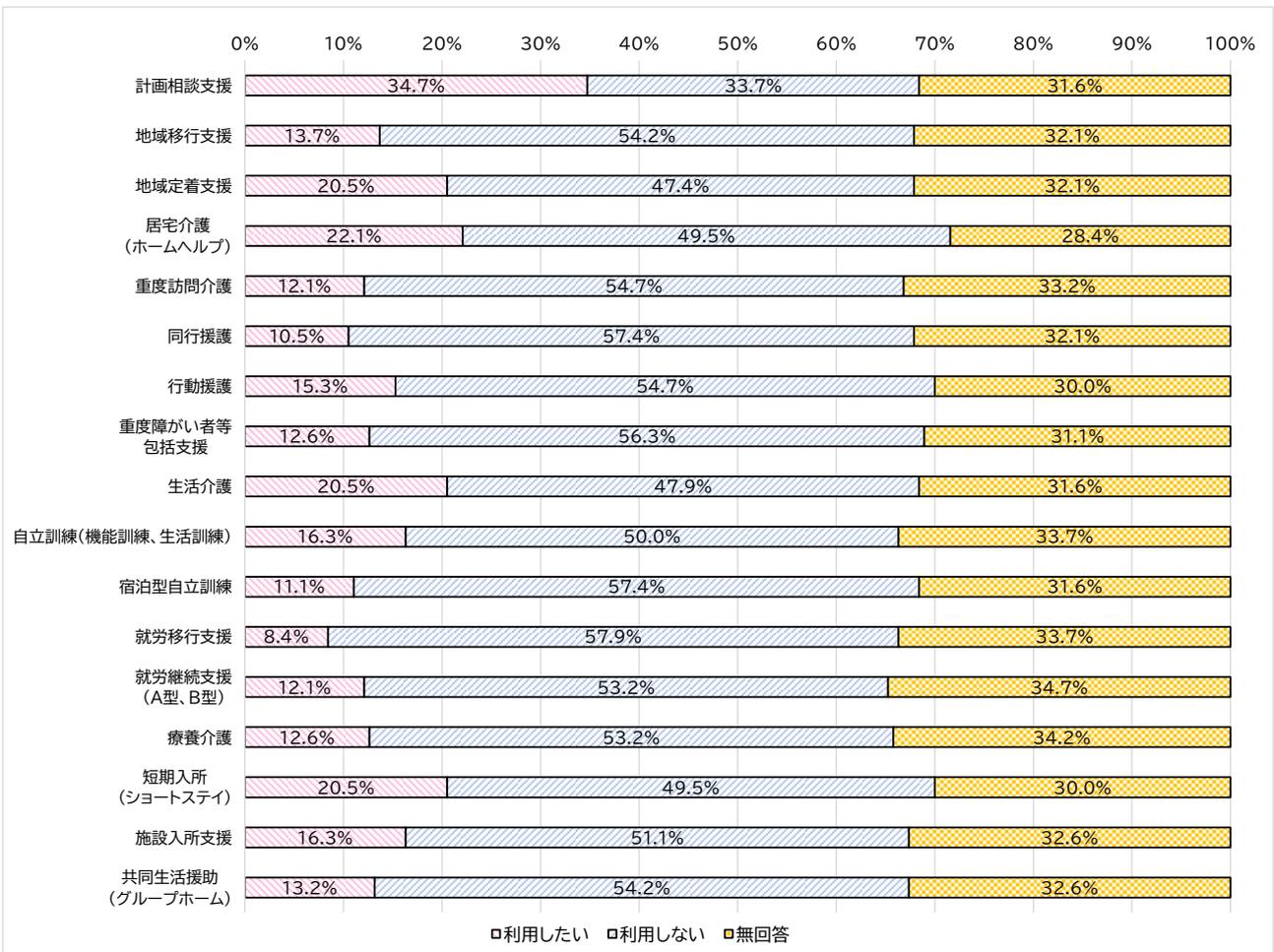
介護者高齢化等により、一時的に支援ができなくなることを想定した短期入所（ショートステイ）のニーズが増えていると考えられます。

サービスに関する情報の提供についての課題は前回調査より改善しているように見られますが、今後も引き続き、必要な情報が必要な人に正確に届くよう、情報提供の在り方について工夫していく必要があります。

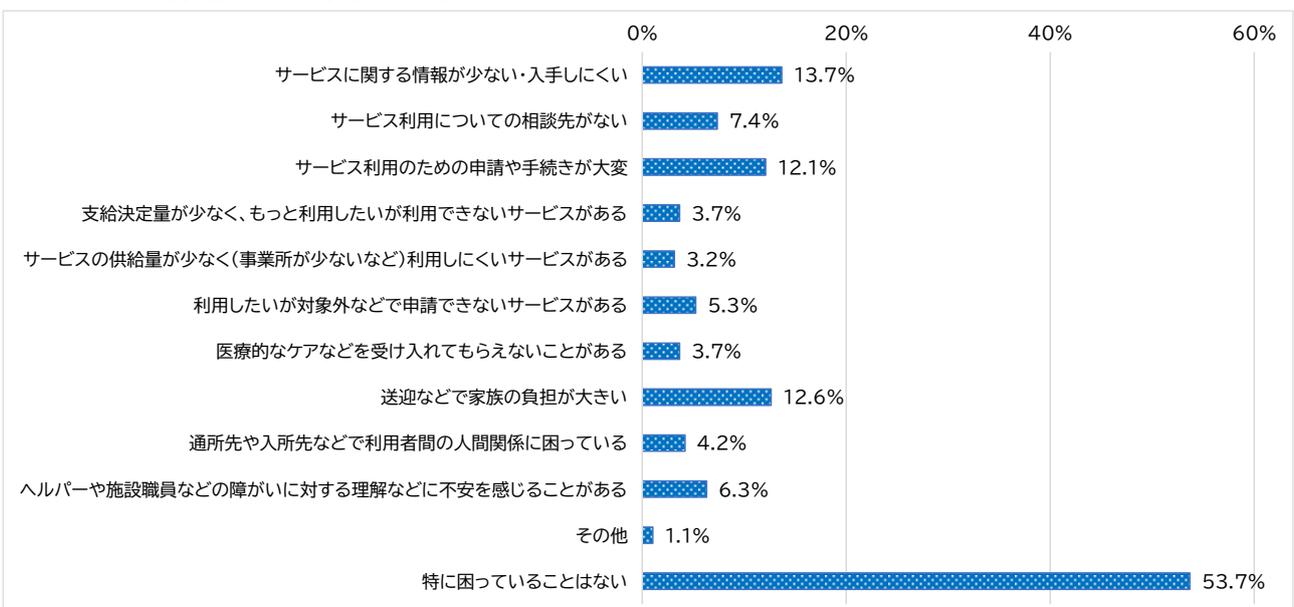
●現在利用しているサービス



● 今後利用したいサービス



● サービスの利用について困っていること



(2)子どもの発育・発達に関するアンケート調査

①調査の概要

子どもの発育・発達に関するアンケート調査					
配布・回収方法		郵送による配布回収			
調査期間		令和5年10月11日～10月25日			
調査対象		令和5年7月末時点で障害者手帳を所持している又は 児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している18歳未満の村民			
配布数	48件	有効回答数	25件	有効回答率	52.1%

②障がい児福祉サービスの利用について

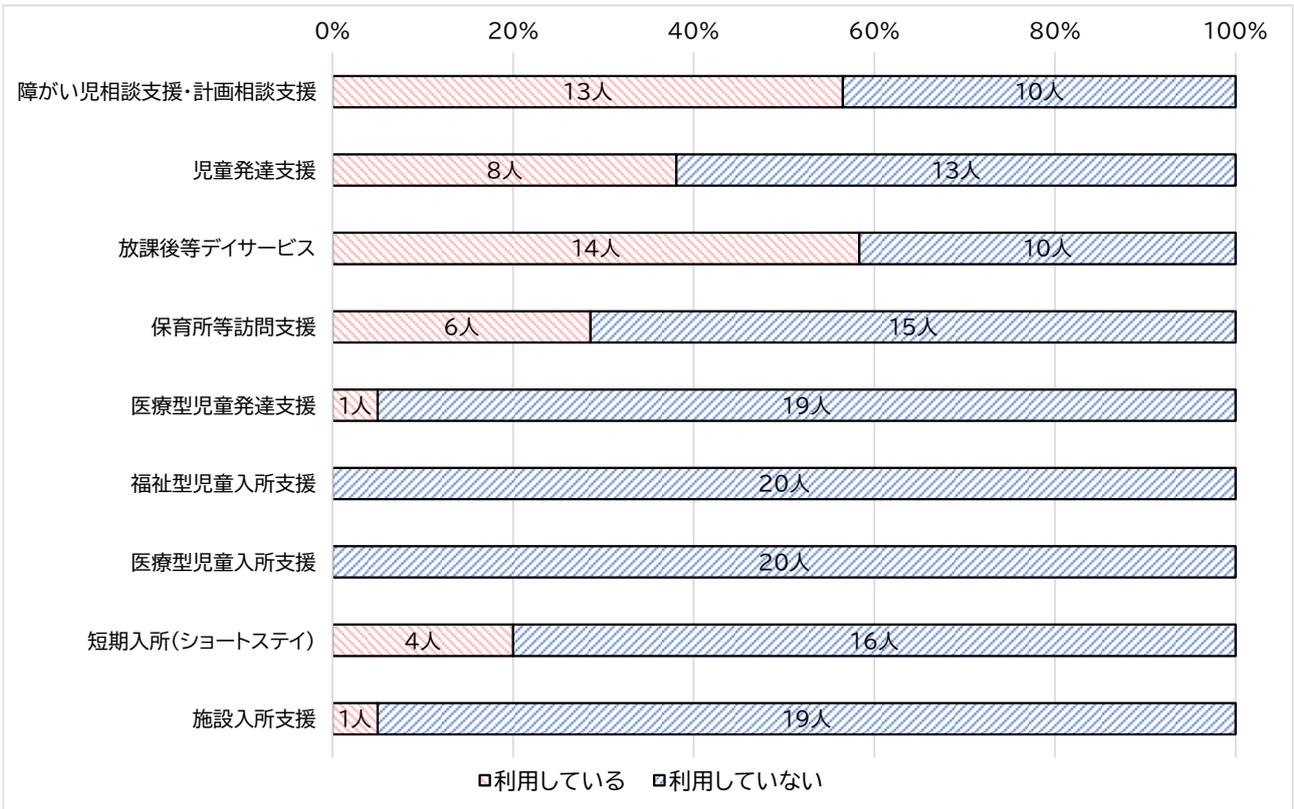
- ・現在利用されている方が多いサービスは、「放課後等デイサービス」、「障がい児相談支援・計画相談支援」、「児童発達支援」となっている。
- ・今後、利用意向のある方が多かったサービスは、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「障がい児相談支援・計画相談支援」、「保育所等訪問支援」となっている。

【考察】

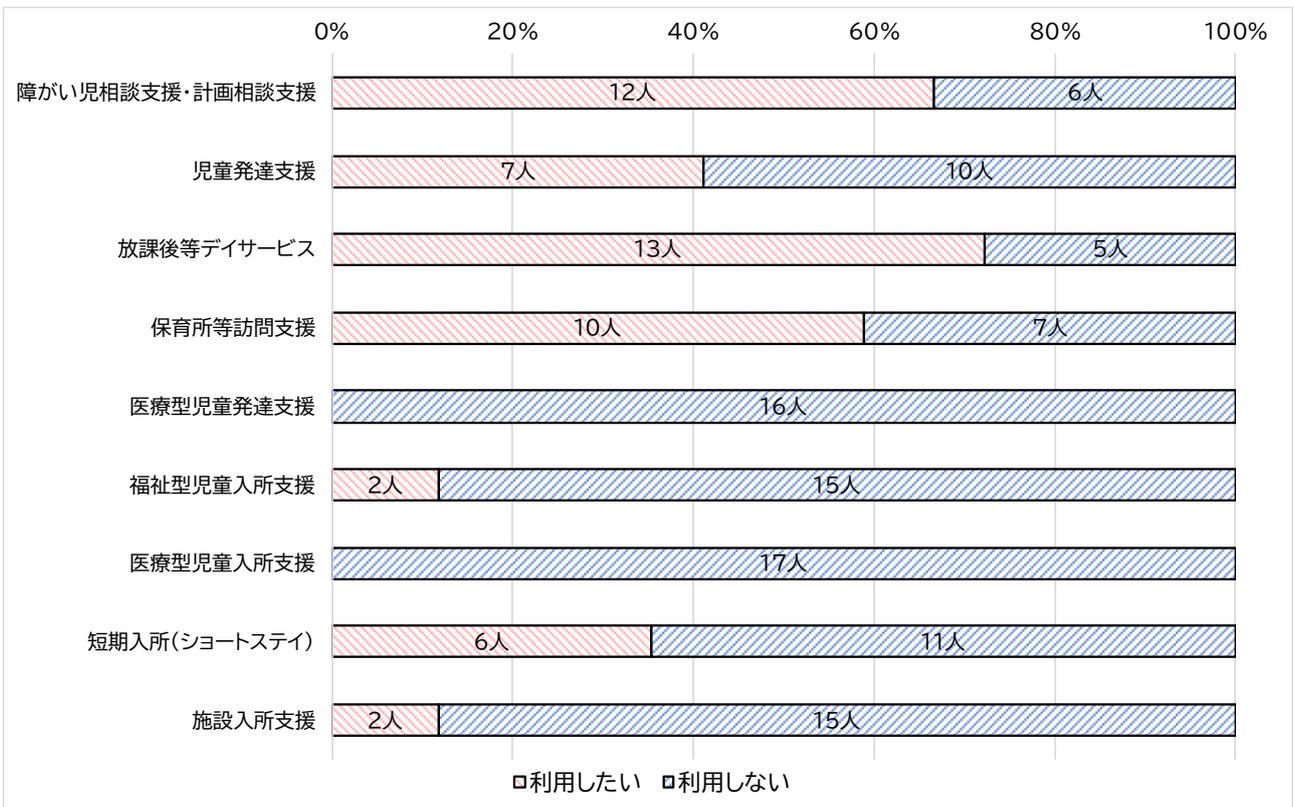
前回調査と比較して、大きな変化は見られませんでした。

特に、放課後等デイサービスについては、現在の利用者、今後の利用意向者ともに多い結果となっているため、ニーズ量に応じたサービスの確保に努めます。

●現在利用しているサービス



●今後利用したいサービス



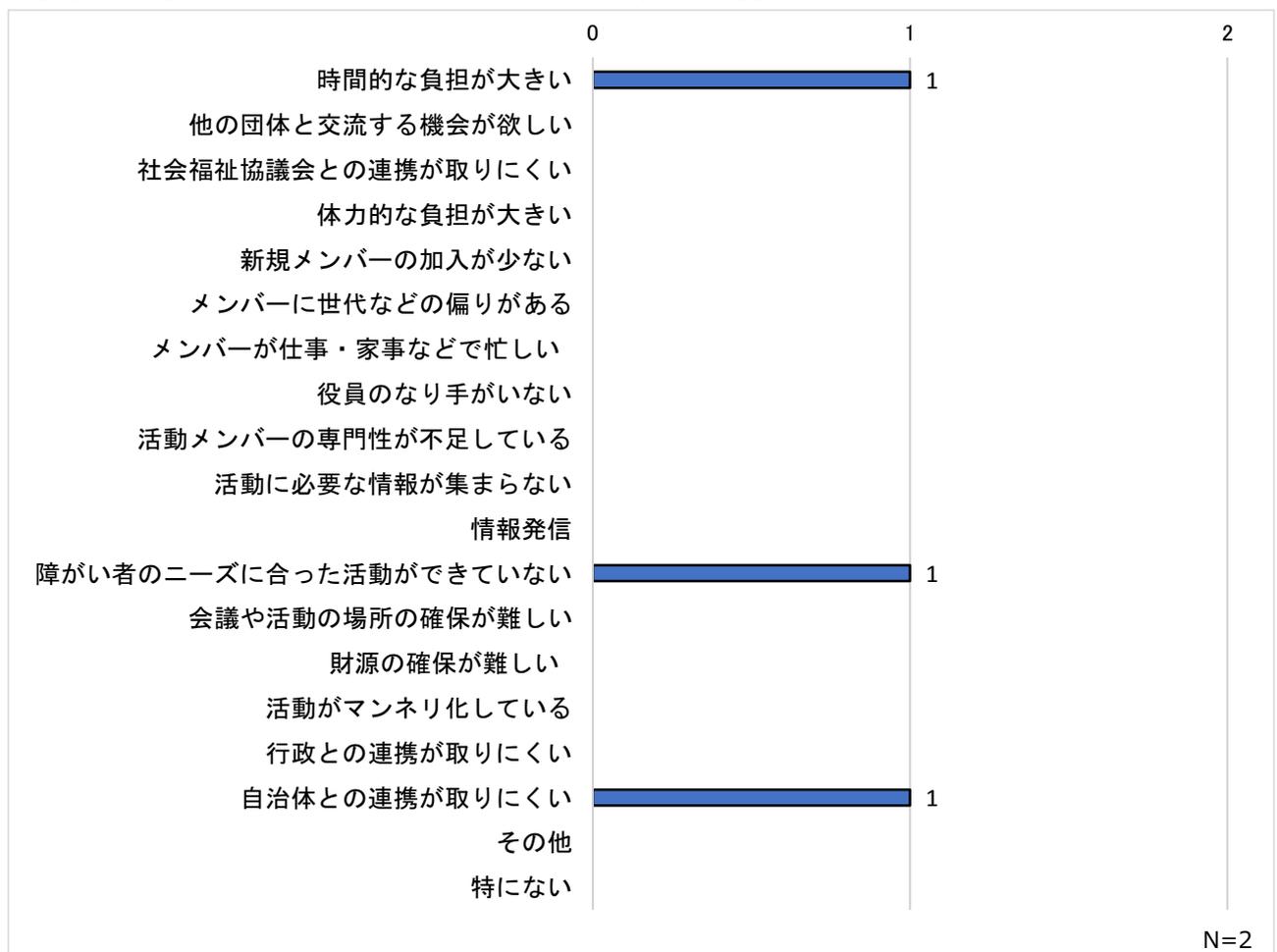
(3)障がい福祉団体アンケート調査

①調査の概要

障がい福祉団体アンケート調査					
配布・回収方法		郵送による配布回収			
調査区域		人吉球磨圏域			
調査期間		令和5年8月29日～9月12日 および令和5年12月1日～12月15日			
調査対象		人吉球磨圏域の障がい福祉団体 7団体			
配布数	7件	有効回答数	2件	有効回答率	28.6%

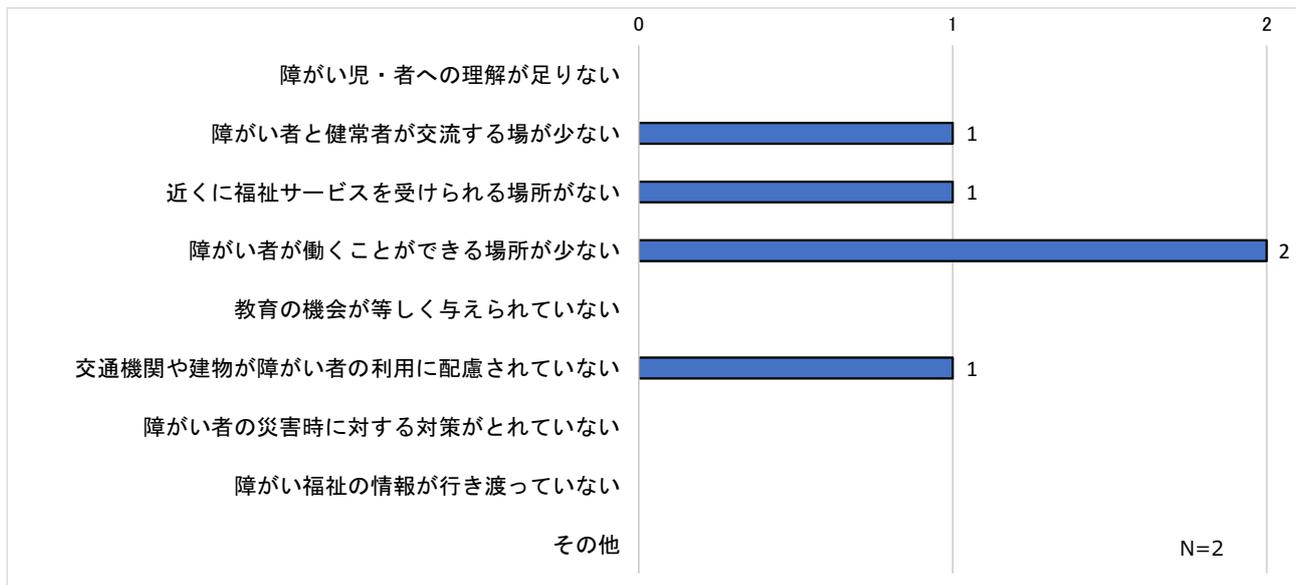
②活動上で困っていること【複数選択】

・時間的な負担、障がい者のニーズに合った活動、自治体との連携が課題となっている。



③活動を通して感じる地域の課題

・障がい者の働く場や健常者との交流の場の少なさ、近くに福祉サービスを受けられる場所がない、交通機関や建物の配慮等が課題となっている。



④障がいのある人への理解促進、社会参加について

- 障がい者への理解は保っているが社会参加はまだ少なく、ボランティア[※]活動への理解や共感、推進が足りないように感じる
- 地域での催し物で交流の機会があると良い
- 社会教育（公民館活動）からの行事への声かけ、情報提供があれば社会参加へ繋がるのではないかと

⑤生活環境について

- 障がい者・高齢者ともに、お店や公共施設の手すり、一息つける椅子の設置
- 気軽に喫茶など語り合えるスペースが点々とあつたら良いと思う
- 公共交通機関が減少したことによる代替環境など、当事者向けの分かりやすい資料やアプリなどがあると良いのではないかと（例：ミライロの地域版など）

⑥行政サービスにおける配慮について

- ろうあの方への窓口対応サービス（手話のできる人）を考慮して欲しい
- 一般就労[※]に向けて支援する機関が圧倒的に少ない
- 行政が数年ごとの異動があり、担当者への引継ぎがないままのケース、理解されにくいことがある

【考察】

地域共生社会の実現へ向けた一歩として、障がい者(児)に関する理解を促すために、普及・啓発の取り組みを推進する必要があると考えられます。さらに、障がい福祉団体と自治体との連携体制の在り方を検討する必要があります。また、障がい者(児)の社会参加の推進のため、文化・芸術をはじめとした障がい者(児)の活躍の場や交流の場の確保に努めます。

(4)障がい福祉サービス事業所アンケート調査

①調査の概要

障がい福祉サービス事業所アンケート調査					
配布・回収方法		郵送による配布回収			
調査区域		人吉球磨圏域			
調査期間		令和5年8月29日～9月12日			
調査対象		人吉球磨圏域の障がい福祉サービス事業所 8事業所			
配布数	8件	有効回答数	7件	有効回答率	87.5%

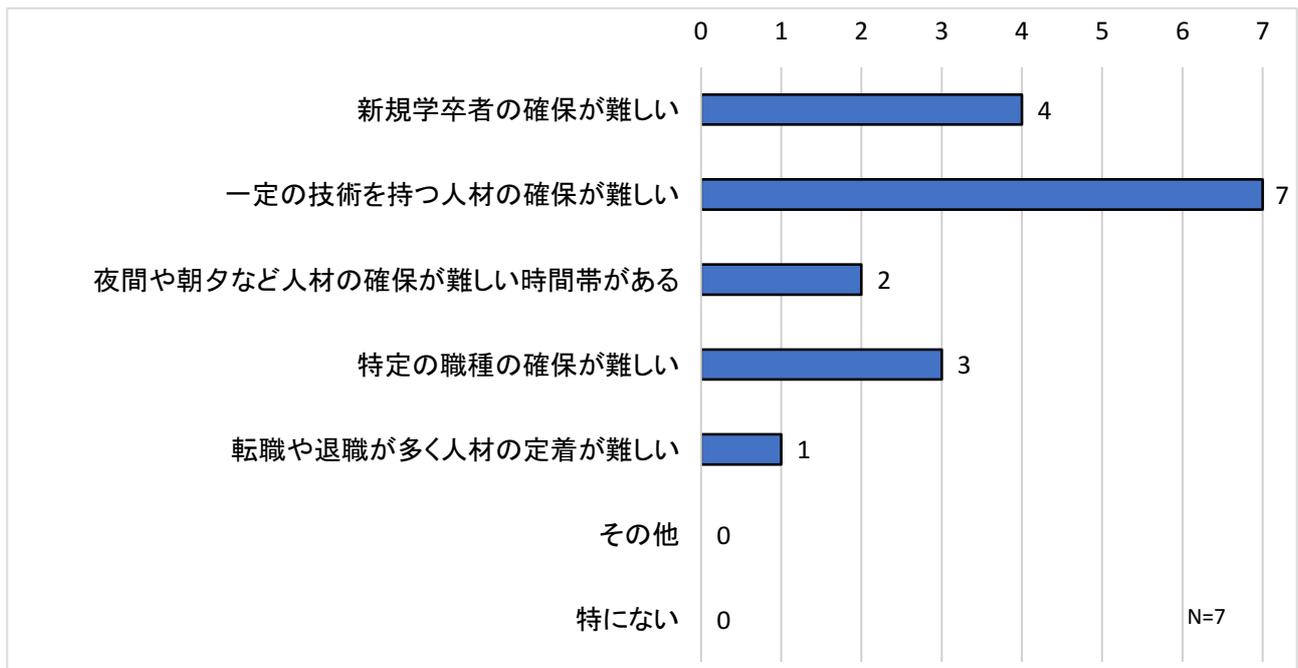
②人材確保・人材定着・離職防止について

- ・人材確保についての課題は、一定の技術を持つ人材、新規学卒者、特定の職種の確保が課題となっている。
- ・人材確保に向けた取り組みは、ハローワークや求人募集誌、求人サイトへの求人掲載をされている事業所が多かった。
- ・人材定着・離職防止のためには、有給休暇の取得や家庭との両立に取り組まれている事業所が多かった。

【考察】

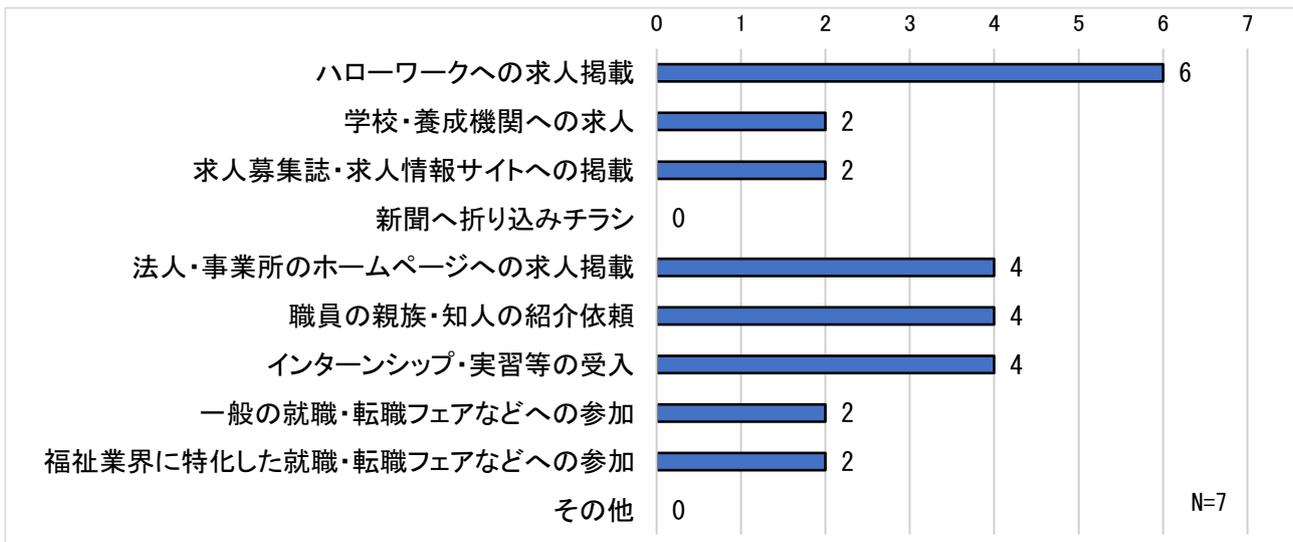
事業所ごとに人材確保・人材定着・離職防止のために様々な取り組みを進められていました。特に効果のあった取り組みについて、事業所間での共有ができればと考えます。

●人材確保についての課題

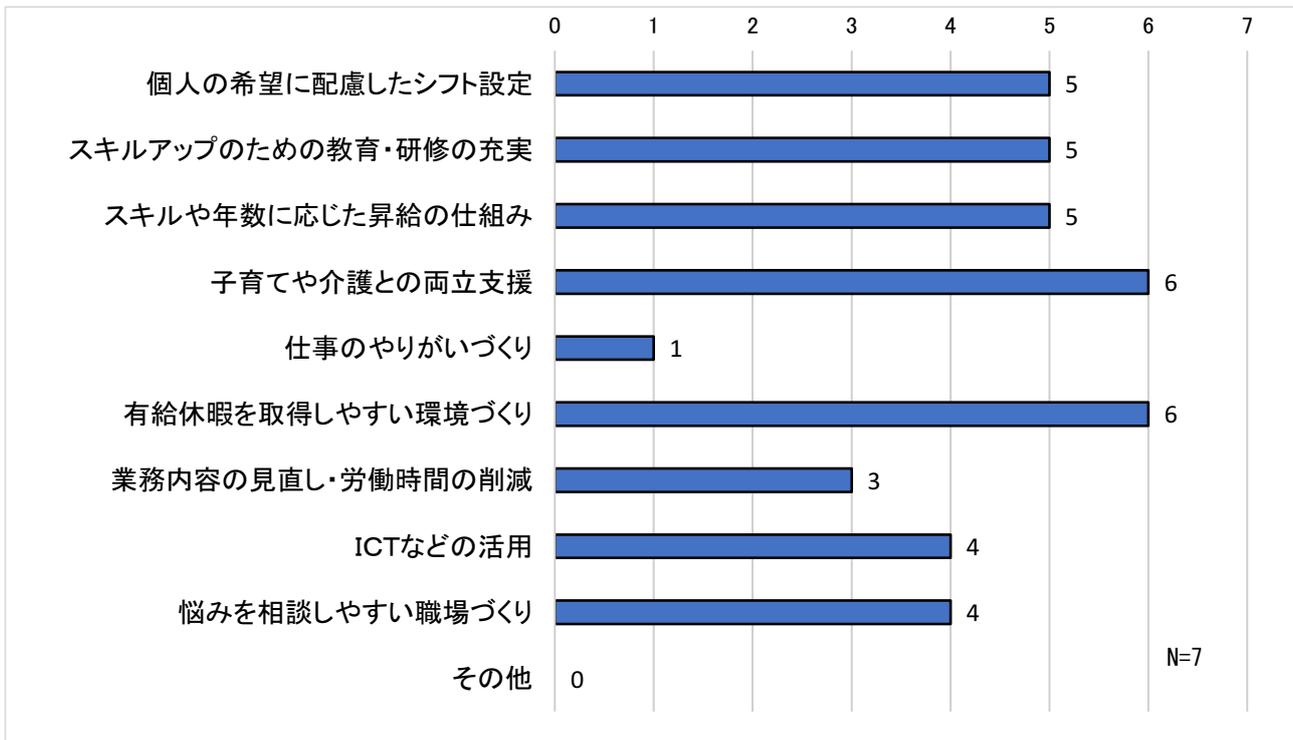


- 確保が難しい職種：看護職、PT、OT、心理士

●人材確保のための取り組み



●人材定着・離職防止のための取り組み



③共生型サービスについて

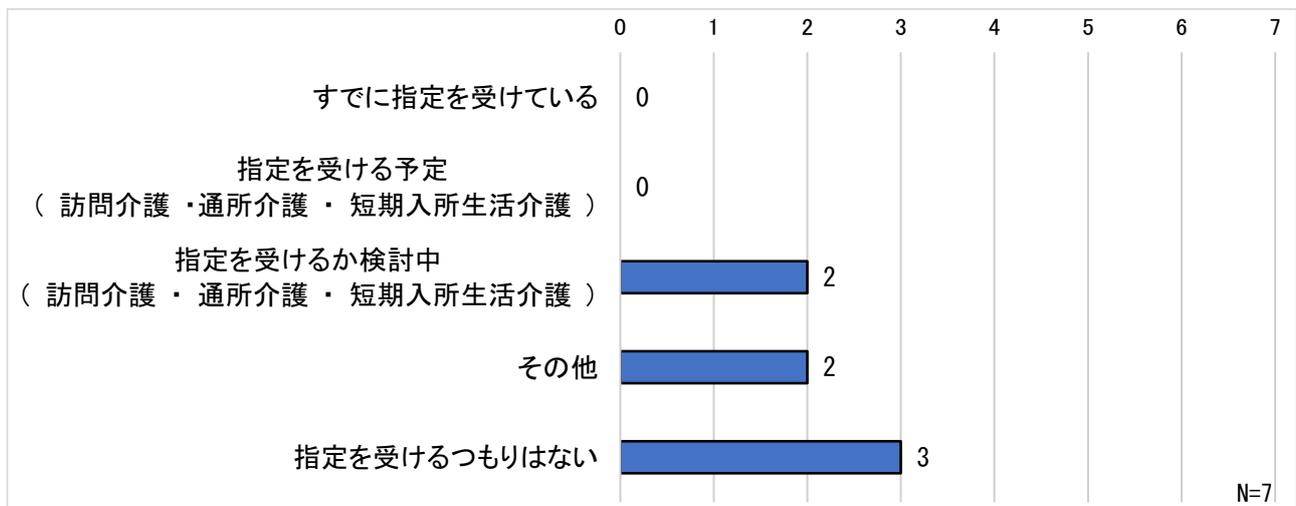
※共生型サービスとは、平成 30 年に開始された、介護保険と障がい福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができる制度のことです。

- ・共生型サービスの指定を受けるか検討している事業所が 2 件、必要であれば検討したいという事業所が 1 件あった。
- ・65 歳を迎える方への支援の在り方については、「できるだけ共生型サービスを提供できるようにしていきたい」と回答した事業所が多かった。
- ・共生型サービスを推進するにあたって、職員体制の整備や、介護に関する新たな技術の習得を課題と考える事業所が多かった。

【考察】

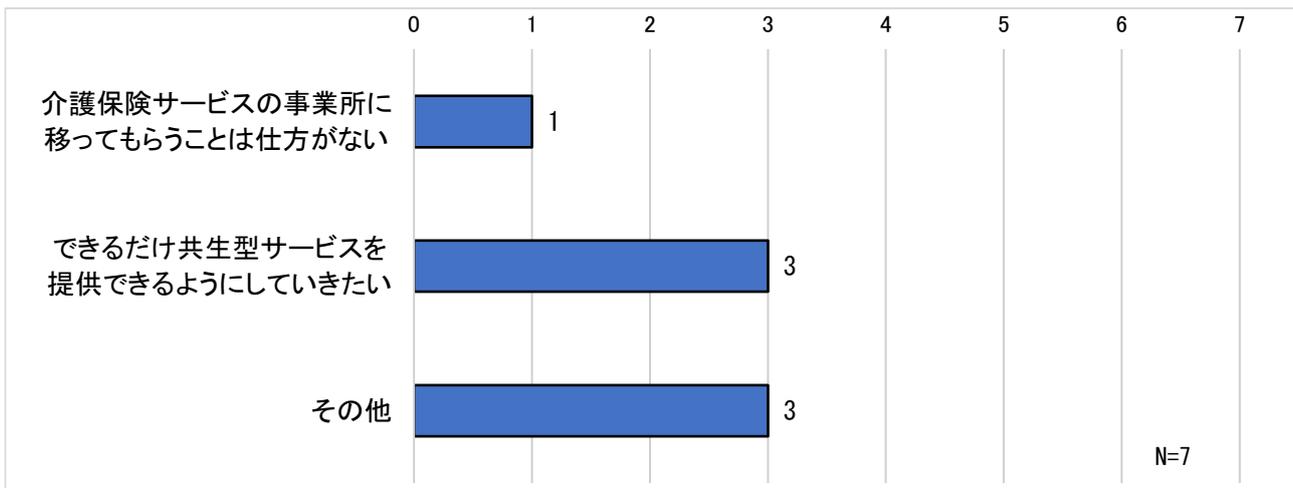
共生型サービスの指定を受けるか検討をされている事業所には制度に関する情報提供を行うとともに、今後は事業所のスタッフをはじめ、利用する村民への周知を図る必要があると考えられます。

●今後共生型サービスの指定を受ける意向はあるか



- 指定を受けるか検討中：通所介護(2件)
- その他の意見：共生型についての他法人等の動向の様子見している段階、必要であれば検討したい

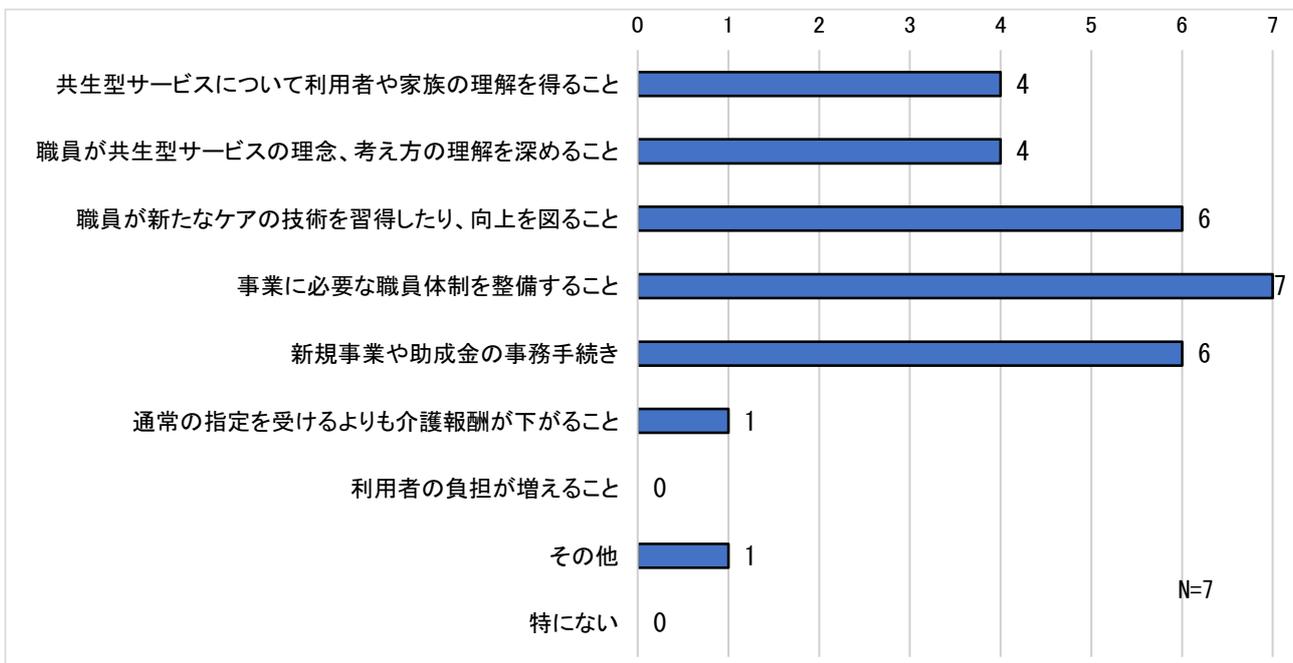
● 65 歳を迎える方への今後の支援の在り方についての考え



<その他の意見>

- ご本人にとって必要なサービス、受けたいサービスについては、介護保険サービスにない場合、障がいの方で提供されるべきと考える。
- 現在の障がい者総合支援法の中で現状の通りサービス提供していきたい（年齢で判断すると、特性に応じたサービスとはならないのではないか。）
- 障がい者支援施設を利用できるようにしていただきたい。

● 共生型サービスを推進するにあたっての課題【複数選択】

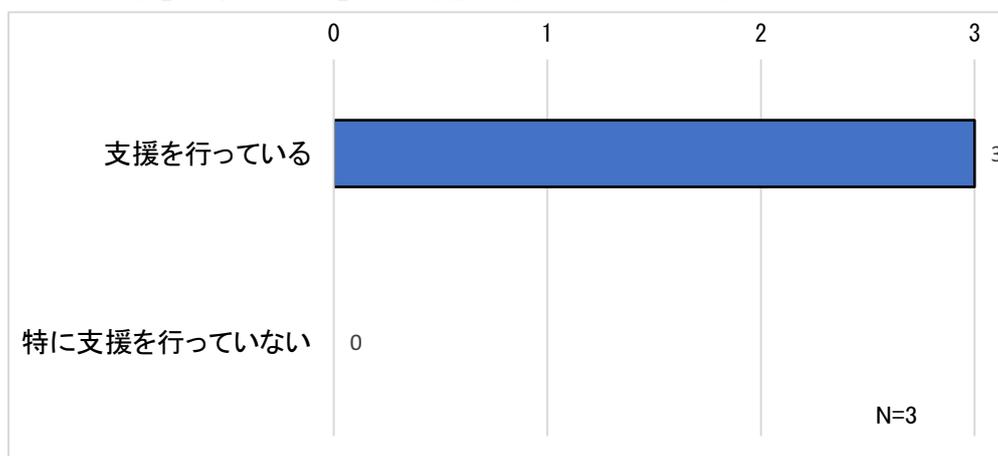


(5) 保育所アンケート調査

① 調査の概要

保育所アンケート調査					
配布・回収方法	郵送による配布回収				
調査区域	相良村全域				
調査期間	令5年8月29日～9月12日				
調査対象	村内の保育所 3施設				
配布数	3件	有効回答数	3件	有効回答率	100.0%

② いわゆる「気になる子」や「障がい児」の保護者や家庭に対する支援を行っているか



③ 障がい児受け入れの実態について

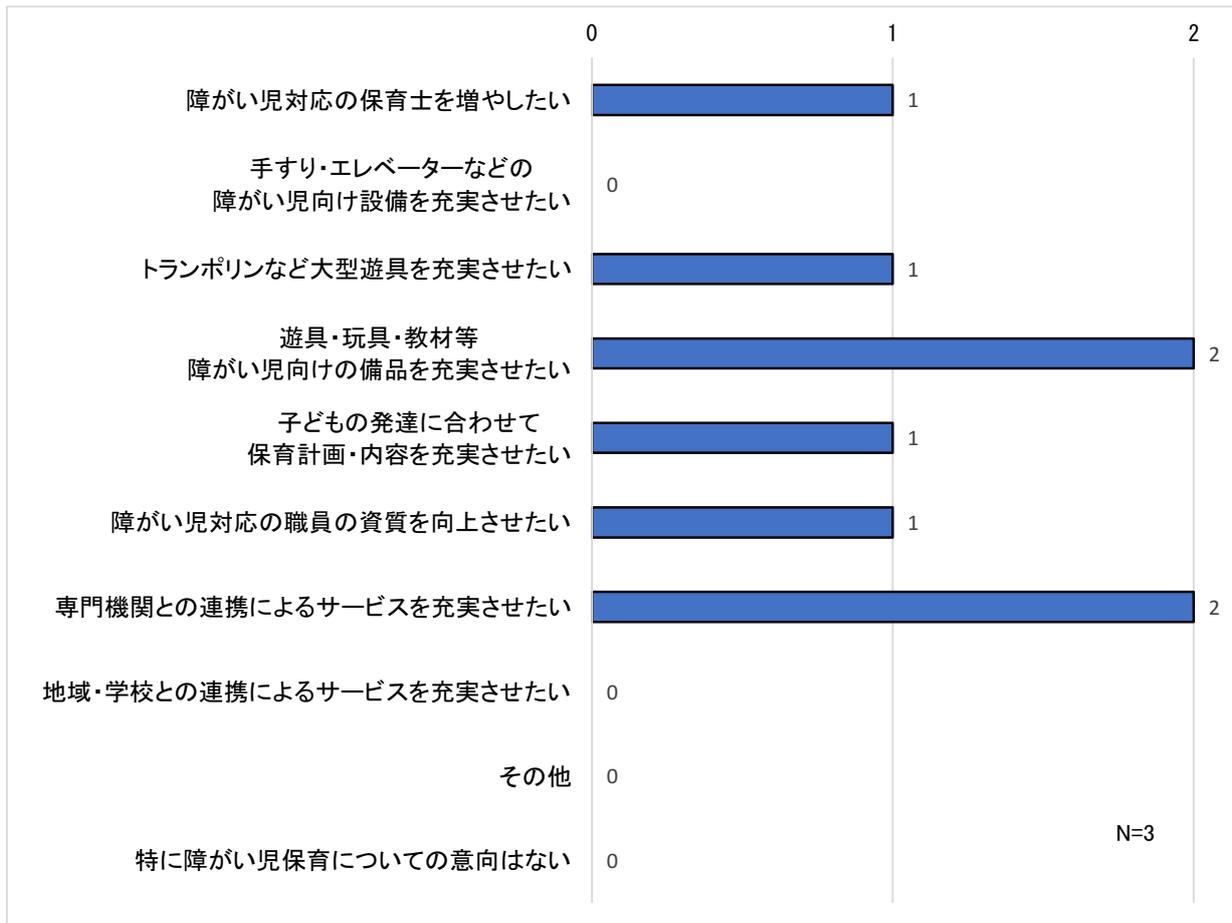
- ・障がい児を受け入れている保育所では、補助金も活用しながら障がい児専任職員を配置して対応されている。
- ・専門家からのアドバイスを受け、個別的対応を考慮した保育を行っている。
- ・障がい児や、発育・発達が気になる子についての支援マニュアルやアセスメント資料、チェックリストなどが活用されている。

【考察】

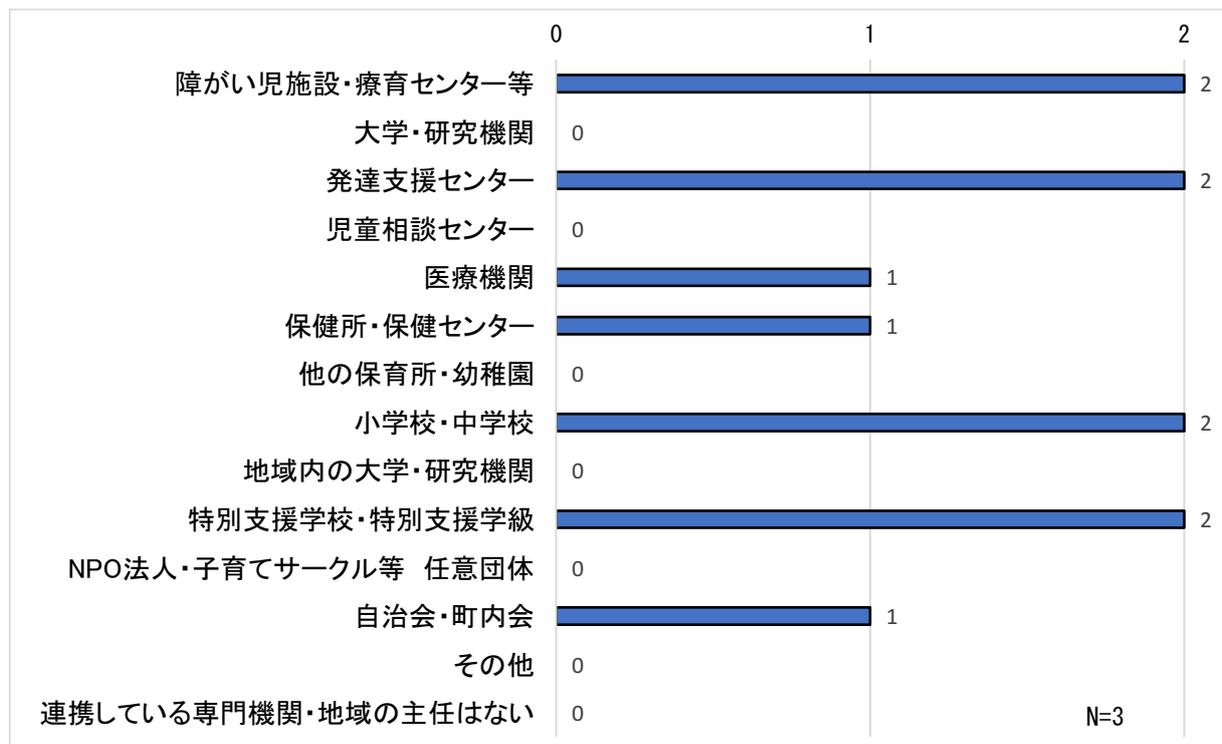
障がい児保育については、専門家の助言をもとにした保育所の工夫によって、障がい児に合った様々な支援が展開されています。障がい児だけでなく、発育・発達が気になる子どもについては、すべての保育所において保護者支援等が実施されていました。

今後の保育所の意向として、障がい児保育の更なる充実が求められています。引き続き、専門機関の紹介や、専門機関の専門家の派遣等、保育所と専門機関との連携のための支援に努めます。

●今後の障がい児保育に関する意向



●どのような専門機関・地域内の主体と連携しているか



第3章 計画の基本理念等についての考え方

1 基本理念

互いに理解し 支え合い ともに生きる

本計画においては、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の基本理念として掲げた「互いに理解し 支え合い ともに生きる」を継承し、障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心していきいきと生活し、地域との「つながり」や、あたたかい「ふれあい」の中で、地域社会の一員として、自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現をめざします。

そのためには、すべての障がいのある人について、個人がより尊重され、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることと、あわせて、基本的人権尊重の理念に立ち、「命の大切さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいのある人と障がいのない人が、お互いに自然な態度で接することが日常となるよう、村民一人ひとりが障がい及び障がいのある人について正しい認識を持つことが大切です。

本計画を障がいのある人だけを対象とするのではなく、村民全員の計画と位置づけ、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、社会に参加できるまちづくりをめざします。

2 計画の基本的な視点

国が示した「基本指針」では、市町村および都道府県は、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」を策定することとされています。

1 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が障がい福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障がい福祉サービス等を一元的に提供していきます。また発達障がい※者、高次脳機能障がい者、難病※患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、介護保険と障がい福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができる「共生型サービス」の推進を含め、サービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくりと地域の社会資源の活用等を図ります。

障がいと介護の双方の関係者における互いの制度の理解の遅れから、本人や家族への説明が不十分のままサービス移行したり、適切な支援が行われないこと等が懸念されることから、事業者と十分な連携を図ります。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかないインフォーマルな活動を支援し、地域住民が障がいのある人などを包摂した地域づくりに主体的に取り組むための仕組みづくりを推進します。専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進していきます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

①障がい児通所支援等の充実

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援等及び地域生活支援事業の提供体制を整備するとともに、障がいのある子どもの適性等に応じたサービスの利用を促進します。

②早期療育による健やかな育成

乳幼児期における障がいの早期の気づき・早期療育に取り組み、障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばしていくための支援を行うことで、障がい児の健やかな育成を図ります。

③障がい児支援体制の充実

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築します。

6 障がい福祉人材の確保

安定的に障がい福祉サービスを提供するためには、提供体制の確保と合わせてそれを担う人材の確保が必要です。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を、県との連携を図りながら進めます。

7 障がい者の社会参加を支える取組

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞する機会や、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や、能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

今後は、障がい福祉サービス事業所へ呼びかけて作品を募集し、産業文化祭において、障がい者の芸術作品の展示ブースを作ることを検討します。

3 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」の基本的な視点を踏まえ、下記の点に配慮して目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

1 村内で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス量は確保されていますが、事業者の主たる障がいの特定により、障がい種別によっては受け入れることが困難な場合があります。

このことから、訪問系サービスを必要とする障がい者に対し、速やかにサービス提供できるよう体制の整備に努めます。

2 希望する障がいのある人等に日中活動系サービスを保障

生活介護・就労継続支援等の日中活動系サービスを整備し、障がい者のニーズに応じた日中活動系サービスの提供体制に努めます。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

障がい者のニーズを把握しつつ、地域における住居の場としての共同生活援助の充実を図るとともに、地域における住まいの場としての機能及び自立訓練事業等の推進により、施設入所や入院から地域生活への移行を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労系サービスの推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある方に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を検討します。

依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修への参加及び幅広い普及啓発を、県との連携を図りながら推進します。また、相談機関や医療機関の周知及び整備、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援の体制整備を進めます。

4 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援の構築を図っていきます。

5 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児およびその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を進めていきます。また、「子ども・子育て支援事業計画」等の整合性を図りつつ、提供体制の確保に努めます。

第4章 第6期目標の評価

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

1. 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
2. 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

成果目標

1. これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者13人のうち1人(7.7%)が地域生活へ移行する。
2. これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者13人のうち1人(7.7%)を削減する。

項目	目標値	実績値	考え方
令和元年度末時点の入所者数 (A)		13人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末時点の入所者数 (B)	12人	11人	令和5年度末時点の施設入所者数 (令和5年7月のサービス利用者数)
【目標1】 地域生活移行者	1人 (7.7%)	0人 (0.0%)	施設入所からグループホームなど地域生活へ移行した者の数
【目標2】 減少見込み数 (A-B)	1人 (7.7%)	2人 (15.4%)	差引減少見込み数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のために、以下の目標を設定する。

	令和3年度 利用者数見込 (人/月)	令和3年度 利用者数実績 (人/月)	令和4年度 利用者数見込 (人/月)	令和4年度 利用者数実績 (人/月)	令和5年度 利用者数見込 (人/月)	令和5年度 利用者数実績 (人/月)
精神障がい者の 地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
精神障がい者の 地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
精神障がい者の 共同生活援助	3人	3人	3人	3人	3人	3人
精神障がい者の 自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人

	令和3年度 目標値	令和3年度 実績値	令和4年度 目標値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値
保健、医療・福祉関係者による協議 の場の開催回数	0回	0回	0回	0回	1回	0回
保健、医療（精神科、精神科以外の 医療機関別）、福祉、介護、当事 者、家族等の関係者ごとの参加者数	0人	0人	0人	0人	10人	0人
保健、医療、福祉関係者による協議 の場における目標設定及び評価の実 施回数	0回	0回	0回	0回	1回	0回

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

成果目標

地域生活支援拠点等は、令和3年3月に人吉球磨圏域で2つ設置予定となっている。
また、国の基本指針のとおり、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

実績

地域生活支援拠点は令和4年6月に人吉球磨圏域で1か所運用開始されており、今後も機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和 5 年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

- 障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

成果目標

これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業についてそれぞれ令和 5 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

なお、本村には就労移行支援事業所がないことから、事業所に関する目標は設定しないこととする。

項目	令和元年度の福祉施設利用者のうち①～⑤を通じて一般就労に移行した者の数	【目標】令和 5 年度の福祉施設利用者のうち①～⑤を通じて一般就労に移行した者の数	【実績】令和 5 年度の福祉施設利用者のうち①～⑤を通じて一般就労に移行した者の数	【目標】うち、就労定着支援事業の利用者数	【実績】うち、就労定着支援事業の利用者数
①就労移行支援事業等 (生活介護、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援)	0 人	3 人	0 人	1 人 (33.3%)	0 人 (0.0%)
②就労移行支援のみ	0 人	1 人	0 人		
③就労継続支援 A 型のみ	0 人	1 人	0 人		
④就労継続支援 B 型のみ	0 人	1 人	0 人		
⑤就労移行支援事業 及び就労継続支援事業	0 人	3 人	0 人		

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国の基本指針】

1. 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
2. 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

成果目標及び実績

1. 児童発達支援センターは圏域に1ヶ所設置されている。
2. 保育所等訪問支援は、圏域に5ヶ所設置されている。今後も、この体制で圏域全体のニーズ量を確保できるか検討する。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

成果目標及び実績

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域に1事業所（人吉市）設置されており、今後も、この体制で圏域全体のニーズ量を確保できるか検討する。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

成果目標

これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、令和5年度末までに圏域で1か所の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、圏域で1名の配置を検討する。

実績

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場が設置されていないため、令和5年度末までに協議の場を設置し、圏域で1か所の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの1名の配置を検討する。

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

成果目標

これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するために、数値目標を設定する。

項目	令和3年度 目標値	令和3年度 実績値	令和4年度 目標値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	無	無	無	有	無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	0件	0件	5件	0件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	0件	0件	1件	0件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	0回	0回	12回	0回

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

成果目標

これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するために、数値目標を設定する。

項目	令和3年度 目標値	令和3年度 実績値	令和4年度 目標値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	無	無	有	無
前項目の体制をもとにした共有の実施回数					1回	0回

第5章 第7期計画の成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

1. 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
2. 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

成果目標

1. これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者11人のうち1人(9.1%)が地域生活へ移行する。
2. これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者13人のうち1人(9.1%)を削減する。

項目	目標値	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)	11人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末時点の入所者数(B)	10人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標1】 地域生活移行者	1人 (9.1%)	施設入所からグループホームなど地域生活へ移行した者の数
【目標2】 削減見込数(A-B)	1人 (9.1%)	差引減少見込み数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のために、以下の目標を設定する。

	令和 6 年度 利用者数見込(人/月)	令和 7 年度 利用者数見込(人/月)	令和 8 年度 利用者数見込(人/月)
精神障がい者の 地域移行支援	0 人	0 人	0 人
精神障がい者の 地域定着支援	0 人	0 人	0 人
精神障がい者の 共同生活援助	2 人	2 人	2 人
精神障がい者の 自立生活援助	0 人	0 人	0 人
精神障がい者の 自立訓練（生活訓練）	0 人	0 人	0 人

	令和 6 年度 目標値	令和 7 年度 目標値	令和 8 年度 目標値
保健、医療・福祉関係者による協議の 場の開催回数	1 回	1 回	1 回
保健、医療（精神科、精神科以外の医 療機関別）、福祉、介護、当事者、家 族等の関係者ごとの参加者数	10 人	10 人	10 人
保健、医療、福祉関係者による協議の場 における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

1. 令和 8 年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年 1 回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
2. 令和 8 年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

成果目標

1. 地域生活支援拠点は令和 4 年 6 月に人吉球磨圏域で 1 か所運用開始されており、今後も機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。
2. 令和 8 年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を圏域にて進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

1. 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
2. 就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
3. 就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。
4. 就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。
5. 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
6. 就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上とする。
7. 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

成果目標

これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、就労移行支援事業、就労継続支援事業についてそれぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

なお、本村には就労移行支援事業所がないことから、事業所に関する目標は設定しないこととする。

項目	令和3年度の福祉施設の利用者のうち①～⑤を通じて一般就労に移行した者の数	【目標】 令和8年度の福祉施設の利用者のうち①～⑤を通じて一般就労に移行する者の数
①就労移行支援事業等 (生活介護、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援)	0人	3人
②就労移行支援のみ	0人	1人
③就労継続支援A型のみ	0人	1人
④就労継続支援B型のみ	0人	1人
⑤就労移行支援事業 及び就労継続支援事業	0人	3人

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

【国の基本指針】

1. 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
2. 令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

成果目標

1. 児童発達支援センターは圏域に1ヶ所設置されている。
2. 令和8年度末までに、圏域において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

(2) 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

【国の基本指針】

1. 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
2. 令和8年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

成果目標

1. 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域に1事業所（人吉市）設置されており、今後も、この体制で圏域全体のニーズ量を確保できるか検討する。
2. 令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を圏域で1カ所の設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターの1名の配置を検討する。

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

1. 令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。
2. 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。

成果目標

これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、相談支援体制の充実・強化を実施する体制を確保するために、数値目標を設定する。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	—	—	0件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	—	—	0件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	—	—	0回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	—	0回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	—	—	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12回	12回	12回
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数	10箇所	10箇所	10箇所
協議会の専門部会の設置数	2箇所	2箇所	3箇所
協議会の専門部会の実施回数	6回	6回	7回

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

成果目標

これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するために、数値目標を設定する。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	1人	1人	1人
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	無
前項目の体制をもとにした共有の実施回数			

第6章 障がい福祉サービス等の見込み量と確保方法

1 サービスの体系

障がいのある人への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3類型からなる「指定障がい福祉サービス」（全国同一内容のサービス）、「相談支援」、「地域生活支援事業」および「児童福祉法による障がい児通所支援・障がい児相談支援」から構成されます。「地域生活支援事業」については、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、相良村の障がい福祉施策の特色を出すものとして、適切なサービス内容を実施しております。

2 指定障がい福祉サービスの見込み量と確保方法

(1) 訪問系サービス

① サービスの内容

名称	主な対象者	サービス内容
居宅介護	障がい者（障がい支援区分1以上）	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある方で、常に介護を必要とする方（障がい支援区分3以上）	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方（障がい支援区分6）で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で ・ALS患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

<訪問系サービスの見込み量と確保方法>

② 第6期計画と実績

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護	時間/月	14.6	16.5	12.8	17.8	11.0	11.1
	人/月	2	2	1	3	1	3
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	0	0	0	0	0	10
	人/月	0	0	0	0	0	1
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

③ サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	17.8	18.5	19.1
	人/月	3	3	4
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	10	10	10
	人/月	1	1	1
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

④ 見込量確保のための方策

○訪問系サービスは、地域での自立した生活を支える重要なサービスであることから、障がいのある人のニーズに応じて適切なサービスの提供ができるように、提供体制の確保に努めます。

(2)日中活動系サービス

① サービスの内容

名称	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方で、 ①49 歳以下の場合、障がい支援区分 3 以上（施設入所は区分 4 以上） ②50 歳以上の場合、障がい支援区分 2 以上（施設入所は区分 3 以上）	障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を必要とするものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	身体障がいや有する障がい者につき、障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、または当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ②支援学校を卒業した方や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方	知的障がいまたは精神障がいや有する障がい者につき、障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、または当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の方	就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

名称	主な対象者	サービス内容
就労継続支援 (A型)	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能方（利用開始時に65歳未満）	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者の対象者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、引き続き当該事業所に雇用されることが困難になった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な知識を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した障がいのある方	相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他必要な医療を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで一時的に居宅での介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者	居宅において、その介護を行う者の疾病、その他の利用により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事、その他の必要な保護を行います。

<日中活動系サービスの見込み量と確保方法>

② 第6期計画と実績

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	人日/月	365	322	374	282	383	227
	人/月	18	17	18	15	18	15
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	17.3	0	17.3	0	17.3	0
	人/月	1	0	1	0	1	0
自立機能 (生活訓練)	人日/月	32	0	32	0	32	0
	人/月	3	0	3	0	3	0
就労移行支援	人日/月	62	0	73	0	84	0
	人/月	3	0	3	0	3	0
就労継続支援 (A型)	人日/月	265	183	265	149	265	148
	人/月	14	11	14	11	14	12
就労継続支援 (B型)	人日/月	499	401	512	386	525	331
	人/月	26	22	26	23	26	21
就労定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0
療養介護	人/月	0	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人日/月	27	29	27	41	27	30
	人/月	5	4	5	6	5	6
短期入所 (医療型)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

③ サービス見込量

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	人日/月	282	257	232
	人/月	15	14	13
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立機能 (生活訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
就労選択支援	人/月	0	0	0
就労移行支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
就労継続支援 (A 型)	人日/月	170	170	170
	人/月	11	11	11
就労継続支援 (B 型)	人日/月	386	371	357
	人/月	23	23	23
就労定着支援	人/月	0	0	0
療養介護	人/月	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人日/月	57	73	89
	人/月	6	7	9
短期入所 (医療型)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

④ 見込量確保のための方策

- 福祉サービス事業者等との連携を強化するとともに、サービス利用者の状況に応じた適切なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。
- 一般企業等への就労が困難な人に対し、継続的な就労訓練を確保する観点から、就労支援事業所等への働きかけを行い、安定した事業所運営の支援を行います。
- 障がいのある人が働く場において、雇用の前後を同じ障がい者事業者の双方を支援するジョブコーチ制度や一定期間試行雇用できるトライアル雇用など障がい者を雇用する企業に向けた支援制度の周知を図ります。
- 一般企業等での就労を安定して継続的に行えるよう、障がい者就業・生活支援センター等との連携を強化し、職場訪問や生活面での支援を行います。

(3) 居住系サービス

① サービスの内容

名称	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただ方で一人暮らしを希望する方等	定期的な巡回訪問や随時の電話相談等により、日常生活に課題はないか、体調に変化はないか等を確認し、アドバイスなどを行い、地域生活を支援します。
共同生活援助	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している方で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な方	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において共同生活住居での入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話を行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障がい支援区分4以上の方（50歳以上の場合区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

< 居住系サービスの見込量と確保方策 >

② 第6期計画と実績

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	12	13	12	13	12	12
施設入所支援	人/月	13	12	13	12	12	10

③ サービスの見込量

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	13	13	14
共同生活援助利用者数のうち重度障害者	人/月	0	0	0
施設入所支援	人/月	12	12	11

④ 見込量確保のための方策

- 自立支援生活援助は、平成 30 年から開始されたサービスです。今後も、サービス提供体制の確保を図りながら、事業の周知を行います。
- 共同生活援助は知的障がいや精神障がいのある人が必要な支援・介護を受けながら地域の中で暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高まると考えられます。
- 施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障がい支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化の視点も含めたサービス調整に努めます。

3 相談支援事業の見込み量と確保方法

① サービスの内容

名称	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 障がい福祉サービスを利用する 18 歳以上の障がい者	サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合は、計画相談支援給付費または障がい児童相談支援給付費を支給します。
地域移行支援	障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障がい者	住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行った場合は、地域移行支援サービス費を支給します。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行った場合は地域定着支援サービス費を支給します。

<相談支援の見込量と確保方策>

② 第 6 期計画と実績

種類	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	人／月	60	12	60	13	60	13
地域移行支援	人／月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人／月	0	0	0	0	0	0

③ サービスの見込量

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	人/月	13	13	14
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

④ 見込量確保のための方策

○計画相談支援においては、サービス支給決定者全員に実施することになっています。今後も、現在サービス利用中の方に計画相談支援の利用を促すとともに、新たにサービスを利用する方に対しても、計画相談の利用を促進します。

4 障がい児支援に関するサービスの見込み量と確保方法

障がい児通所支援を利用する保護者は、市町村に障がい区分認定申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

また、障がい児入所支援を利用する場合は児童相談所に申請します。

① サービスの内容

名称	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	小学校就学前の障がいのある児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	小学校就学前の肢体不自由のある児童	児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校（小学校から高等学校まで）に通学中の障がいのある児童	授業の終了後または学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援、その他必要な支援を行うサービスです。
障がい児入所支援（福祉型・医療型）	障がいのある児童	障がい児入所施設に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある児童	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がいのある児童に、居宅訪問して、発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所サービスを希望する児童	障がい児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

② 第6期計画と実績

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	人日/月	60	42	73	28	86	29
	人/月	14	14	17	9	20	8
医療型児童発達支援	人日/月	0.3	0	0.3	0	0.3	0
	人/月	1	0	1	0	1	0
放課後等デイサービス	人日/月	200	155	232	146	264	138
	人/月	25	21	29	24	33	23
保育所等訪問支援	人日/月	2	1	2	0	2	2
	人/月	2	5	2	0	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	36	9	41	8	46	8
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	1	0

③ サービスの見込量

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	人日/月	28	24	19
	人/月	11	11	11
放課後等デイサービス	人日/月	144	144	144
	人/月	24	27	30
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	8	8	8
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調 整するコーディネーター の配置人数	人	0	0	1

④ 見込量確保のための方策

- 障がい児相談支援においては、サービス受給決定者の方全員が利用することと定められているため、今後も現在サービス利用中の方の障がい児相談支援の利用を促すとともに、新たにサービスを利用する方に対しても、障がい児相談支援の利用を促進します。
- 今後も、必要なサービスが提供できるよう、事業所の運営や設置の動向を注視しながら、障がいのある児童と家族が安心して暮らせる環境と、ライフステージに応じた途切れのない支援の充実を図ります。
- 平成 30 年に開始された「共生型サービス」についても、サービス受給決定者やその家族、放課後等デイサービス事業所への周知を図ります。

第7章 地域生活支援事業の見込み量と確保方法

1 地域生活支援事業とは

障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に事業を実施します。

この事業は、障がい者の福祉の増進を図るとともに、すべての村民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に寄与することを目指します。

なお、地域生活支援事業には、必ず実施する必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業があります。

本村が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

名称	実施事業	
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	
	(2) 自発的活動支援事業	
	(3) 相談支援事業	ア) 障がい者相談支援事業 イ) 基幹相談支援センター/基幹相談支援センター等強化事業 ウ) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	(4) 成年後見制度※利用支援事業	
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	
	(6) 意思疎通支援事業	
	(7) 手話奉仕員養成研修事業	
	(8) 移動支援事業	
	(9) 日常生活用具給付事業	
	(10) 地域活動支援センター事業	
任意事業	生活支援	(1) 日中一時支援事業
		(2) 知的障がい者職親委託制度※

2 必須事業の見込み量と確保方法

(1)理解促進研修・啓発事業

① サービスの内容

村民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。実施にあたり、いずれかの形式による方式で事業を実施することとなっています。

- ア 教室等開催 イ 事業所訪問 ウ イベント開催
エ 広報活動 オ その他形式

② 留意事項

- ・市町村は事業の実施にあたり、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心をもつように努めること。また、事業は通年的に実施するように努めること。
- ・障がい以外の研修・啓発活動と共同で実施した場合も対象となるが、あくまでも障がいに関する部分に限る。
- ・障がい施策や事業所の説明パンフレット等の製作や最新の福祉用具を紹介する展覧会の開催等、単に施策や用具等を説明するだけのものは対象外とする。

③ サービスの見込み量

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施の有無	有	有	有

④ 見込み量確保のための方策

○障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて住民へ働きかけます。

(2)自発的活動支援事業

① サービスの内容

障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業を行います。実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施することとなっています。

- ア ピアサポート※ イ 災害対策 ウ 孤立防止活動支援
エ 社会活動支援 オ ボランティア活動支援 カ その他の形式支援

② 留意事項

- ・団体へ委託または補助する場合、支出された委託費または補助金が単に団体を維持するための管理費として使用されていないかを精査し、真に事業目的だけに使用されているか確認すること。
- ・特定の者のみが事業に関わるのではなく、多くの障がい者等やその家族、地域住民等が事業に関わるよう努めること。

③ サービスの見込み量

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施の有無	有	有	有

④ 見込み量確保のための方策

○障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がい者本人、家族、住民による地域における自発的活動を支援します。

(3) 相談支援事業

ア) 障がい者相談支援事業

① サービスの内容

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護*のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

② 留意事項

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング*
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介 等

③ サービスの見込み量

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施個所数	3 か所	3 か所	3 か所

④ 見込み量確保のための方策

○相談支援事業の周知を図り、障がい者やその家族の不安や不便さを少しでも解消できるような、**重層的支援体制への移行を含め庁内連携・多機関連携による断らない**相談支援体制の充実に努めます。

○人吉球磨障がい者総合支援協議会を通じて、圏域での障がい者を取り巻く問題を把握し、過ごしやすい地域の確立を推進します。

イ) 基幹相談支援センター／基幹相談支援センター等機能強化事業

① サービスの内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号および第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行うこととなっています。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談事業を強化するために必要と認められる者）を配置する事業です。

② サービスの見込み量

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置等の有無	なし	なし	あり

③見込み量確保のための方策

○基幹相談支援センターを令和8年度末までに圏域で設置することを目指します。

また、基幹相談支援センターによる各種取り組みの回数や主任相談支援専門員の配置数については、今後圏域で協議を行うこととします。

ウ) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

① サービスの内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者等について、主に次の支援を行います。

ア) 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行います。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行います。

イ) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行います。

② サービスの見込み量

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
設置等の有無	なし	なし	なし

③ 見込み量確保のための方策

○支援体制の構築が難しいことから、ニーズに応じて対応します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

① サービスの内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。）第 65 条の 10 の 2 に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部または一部について検討します。

② サービスの見込み量

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実利用見込み者数	2 人	2 人	2 人

③ 見込み量確保のための方策

○成年後見制度の周知を図り、必要となる経費の一部について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に対して、適切に補助を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① サービスの内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することを目的として実施します。

② 事業内容

● 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体

イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障がい者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・論理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成します。

●法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

法人後見の活用等のための地域の実態把握や法人後見推進のための検討会等を実施します。

●法人後見の適性な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制を構築します。

●その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

③ サービスの見込み量

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
設置等の有無	有	有	有

④ 見込み量確保のための方策

○平成 27 年 4 月に設置された人吉球磨成年後見センターにおいて、成年後見制度の相談や体制整備の充実を図ります。

⑤ 成年後見制度の利用促進のために

○成年後見制度や権利擁護に関する相談を受け、専門相談へ繋がります。また、申し立て手続き等の相談に応じることで成年後見制度の普及や利用促進を今後も継続して行います。

○人吉球磨圏域の市町村においては、平成 27 年度に広域の成年後見センターを設置し、連携による後見人の育成や相談体制の充実を図っています。

○圏域で作成を予定している成年後見制度利用促進計画に基づき、中核機関の整備、地域連携ネットワークの構築、担い手の確保と支援に努めます。

(6)意思疎通支援事業

ア) 手話通訳者※・要約筆記者派遣事業

① サービスの内容

聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演または講義等、並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

イ) 手話通訳者設置事業

① サービスの内容

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を福祉事務所等公的機関に設置します。なお、設置する手話通訳者は意思疎通支援事業に掲げるもの『「手話通訳士」手話通訳を行うものの知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省令第 96 号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者』の設置に努めます。

② サービスの見込み量

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実利用見込み者数	1 人	1 人	1 人

③ 見込み量確保のための方策

○現在、熊本県ろう者福祉協会に委託しています。今後は意思疎通支援事業を周知し、サービスの利用促進を図ります。

(7)手話奉仕員養成研修事業

① サービスの内容

聴覚障がい者との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

② サービスの見込み量

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実利用見込み者数	有	有	有

③ 見込み量確保のための方策

○今後も人吉市へ委託し、圏域全体で支援を行います。

(8)移動支援事業

① サービスの内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

② サービスの見込み量

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実利用見込み者数	1 人	1 人	1 人

③ 見込み量確保のための方策

- 障がいのある人の社会参加や余暇活動を促すため、事業の周知に努めるとともに、利用ニーズを把握し、サービス提供が可能な環境づくりに努めます。
- 移動ボランティア、送迎ボランティアなど、障がいのある人の外出を支えるボランティアの育成支援に努めます。

(9)日常生活用具給付等事業

① サービスの内容

日常生活上の便宜を図るため、障がい者等に別に定める告示の要件を満たす 6 種の用具を給付、または貸与する事業です。

② 具体的内容

- ア) 介護・訓練支援用具・・・特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
- イ) 自立生活支援用具・・・入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
- ウ) 在宅療養等支援用具・・・透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
- エ) 情報・意思疎通支援用具・・・点字器、人口咽頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
- オ) 排泄管理支援用具・・・ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
- カ) 居宅生活動作補助用具（住宅改修）
・・・障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うサービスです。

③ サービスの見込み量（年間の支給決定数）

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ア) 介護・訓練支援用具	1	1	1
イ) 自立生活支援用具	1	1	1
ウ) 在宅療養等支援用具	2	2	2
エ) 情報・意思疎通支援用具	1	1	1
オ) 排泄管理支援用具	60	60	60
カ) 居宅生活動作補助作業 (住宅改修)	1	1	1

④ 見込み量確保のための方策

- 障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、日常生活用具の利用希望者の把握に努めます。
- 事業の周知を図り、障がいの種類や程度等、個々人の特性にあった適切な日常生活用具の給付・貸与に努めます。

(10)地域活動支援センター事業

① サービスの内容

障がい者等に通っていただき、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

② サービスの見込み量

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
延べ人数	75 人	75 人	75 人

③ 見込み量確保のための方策

- 今後も人吉市とあさぎり町へ委託し、圏域全体で支援を行います。
- 専門職員を配置し、福祉・保健・医療・教育及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発・社会適応の支援等の事業を推進します。
- 地域活動支援センターに通われている方の把握に努め、障がいの特性に合わせた活動の場の拡充及び活動内容の充実を図るとともに、専門的な相談体制の確保に努めます。

3 任意事業の見込み量と確保方法

(1) 日中一時支援事業

① サービスの内容

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族に一時的な休息の提供を図ります。

ア) 日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行います。

イ) 送迎サービスその他適切な支援を市町村の判断により行います。

ウ) 事業は、地域のニーズに応じて行います。なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービスその他の障がい福祉サービス等を利用できないこととなっています。

② サービスの見込み量

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実利用見込み者数	5 人	5 人	5 人

③ 見込み量確保のための方策

○本人への日中活動の場の提供や、介護者のレスパイトケア※へ繋がっています。また、現在 4 人の方が利用されており、今後も引き続き実施することで障がいがある方の日中活動の場の確保に努めます。

(2) 知的障がい者職親委託制度

① サービスの内容

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図ります。

② サービスの見込み量

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実利用見込み者数	1 人	1 人	1 人

③ 見込み量確保のための方策

○今後も雇用の促進や職場への定着性を高めるため、引き続き実施します。

第8章 計画推進に向けて

1 サービス利用支援体制の整備

計画の推進にあたっては、「人吉球磨障がい者総合支援協議会」において、連絡・調整・施策の検討を行うこととします。

定例会では、相談支援事業所による障がい福祉サービスに係る課題抽出を行っており、検討部会では、特定の地域課題に対して目標を設定し集中的に協議しています。

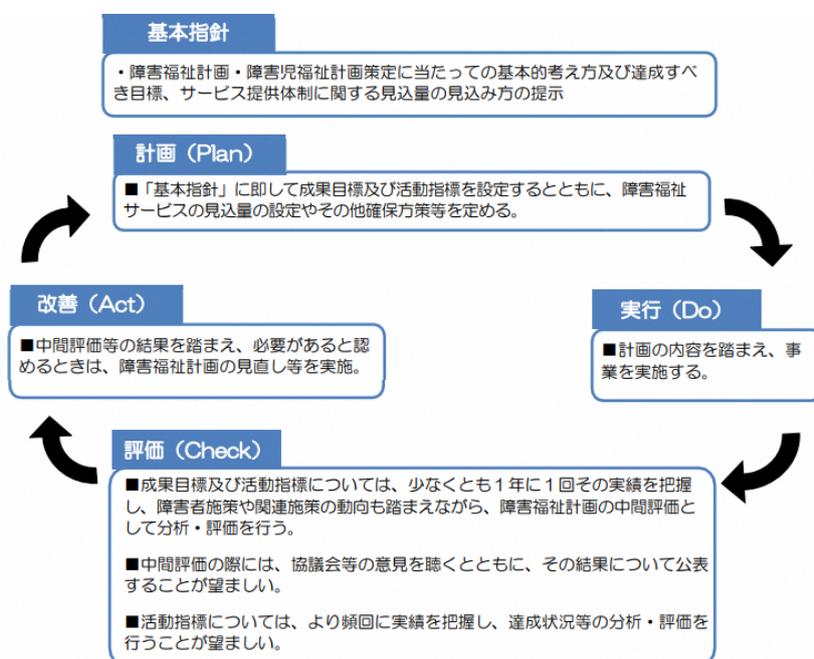
また、運営会議では、市町村福祉課、地域振興局により、地域のケア会議や、検討部会の内容を定例会へ報告しながら、本計画の進行状況についての連絡・調整を行います。

他にも、相談支援事業所連絡会、就労移行支援事業所連絡会によって事業所間の連携を深めること、差別解消支援協議部会による差別解消を目指します。

2 計画の評価と見直し

障害者総合支援法及び児童福祉法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認める時には、計画を変更する事その他必要な措置を講ずることとされています。

本計画は、PDCA サイクル※により、計画の進行管理を行います。また、社会情勢の変化や各種制度、法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。



【出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及び PDCA サイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

※「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

第9章 資料編

1 相良村障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本村は、将来にわたって安全で安心して暮せる福祉のまちづくりを目指して相良村障がい福祉計画を策定するため、相良村障がい者計画及び相良村障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業計画の作成及び事業の推進に関すること。
- (2) その他事業計画の作成及び事業の推進に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次にかかげる者のうち村長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 関係機関の職員
- (4) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、委員が委嘱されたときの要件を欠に至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを選任し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を述べさせ、若しくは証明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 相良村障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会 委員名簿

関係機関	役職	委員
保健・医療関係者	権頭医院医師	権頭 博
社会福祉関係者	あさひヶ丘 施設長	堀川 航太
社会福祉関係者	友愛苑 施設長	村山 てるよ
社会福祉関係者	はぴはうす ポコ マネージャー	有馬 理奈
社会福祉関係者	相良村民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会会長	柏原 マリコ
社会福祉関係者	相良村社会福祉協議会事務局長	嶽本 浩則
社会福祉関係者	相良村障害者相談員	岡本 陽子
その他	住民代表	高橋 典子
関係機関の職員	教育長	緒方 俊一郎
関係機関の職員	保健師	大土手圭井子

任期：令和5年9月22日から令和8年9月21日まで（3年間）

3 用語集

あ行	
一般就労	障がい者が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業すること。
N P O	Non profit Organization の略であり、具体的には、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などあらゆる分野の民間非営利組織。
か行	
権利擁護	判断能力を欠く、あるいは意思能力の弱い障がい者等の財産の保護や日常生活面での見守りや援助などを行うこと。
グループホーム	地域社会の中にある住宅において数人の障がい者が共同で生活する形態。専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供される。
合理的配慮	障がい者が他の人と同様に生活し社会参加できるように、必要な環境整備などを行うこと。具体的には、車いす使用者のためにスロープや車いすトイレを設置すること、視覚障がい者のために点字や音声の資料を用意すること、聴覚障がい者のために手話通訳者を配置することなど。
さ行	
手話通訳者	身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。
障害者基本法	身体障がい、知的障がい、精神障がいを対象として、施策の基本理念や生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた、障がい者の「完全参加と平等」を目的とした法律。
障害者自立支援法	障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを定めた法律。
障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。
障害者の雇用の促進等に関する法律	「障害者雇用促進法」と称される、障がい者の職業生活における自立促進のための措置を総合的に講じ、障がい者の職業の安定を図る事を目的とした法律。障がい者の法定雇用率等を規定している。

障がい程度区分	障がい福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、意思能力が無い、又は、判断能力が不十分な成年者の為に、金銭や身の回りの管理や保護に関する契約等の法律全般を行うための制度。
た行	
知的障がい者職親委託制度	知的障がい者の更生援護に熱意を持っている事業経営者で希望する方を職親（職業と生活の親代わり）として登録し、知的障がい者を委託して生活指導及び技能習得訓練を行う制度。
特別支援学校	障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級。
な行	
内部障がい	身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝機能障がいの7つの障がいの総称。
難病	難病対策要綱において、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されている。平成25年4月より、障がい福祉サービスの対象となった。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するものではなく、障がいのある人もない人も、誰もの個人の尊重を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。
は行	
発達障がい	発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（AD/HD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。
発達障害者支援法	これまで法的な位置づけのなかったアスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等を発達障がいとし、このよう発達障がいを早期に発見し、発達支援を行う国や地方公共団体の責務を定めた法律で、平成17年4月1日に施行された。
バリアフリー	「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリーFree）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

ピアカウンセリング	自立生活運動における仲間が、お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをすること。
ピアサポート	同じ症状や悩みを持ち同じような立場にある仲間が、体験を語り合い回復を目指す取組。
法定雇用率	障がい者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）]によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者または知的障がい者を雇用しなければならない。
ボランティア	自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする人のこと。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がい者、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。 児童委員は、児童福祉法に基づき、地域の児童および妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるようにしたり、それらの者に対する福祉サービスを行う者との連絡調整を行う。
や行	
要支援者	災害時やそのおそれがある場合に、災害から自らを守るために安全な場所に避難することが困難な重度の障がい者や一人暮らしの高齢者など。
ら行	
レスパイトケア	在宅介護の要介護状態の方が、福祉サービスなどを利用している間、介護している家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。

相良村

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 相良村 保健福祉課

〒 868-8501

熊本県球磨郡相良村大字深水 2500-1

TEL 0966-35-1032 (直通)